



# 第3次八幡市 人権のまちづくり推進計画



令和8年 3月  
京都府八幡市



“互いの人権を大切に

尊重しあう社会へ”



## はじめに

本市では、平成29年(2017年)3月、本市の人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性と計画の推進を示すものとして「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定し、様々な人権問題の解決に向けて関係機関と連携しながら、取組を進めてきました。

しかしながら、昨今の人権問題の状況を鑑みますと、人権意識は高まってきている一方で、情報化の進展に伴うインターネットや SNS 上での匿名性を悪用した差別的投稿、性的マイノリティの方々への人権侵害など、様々な課題が顕在化しており、より一層の人権教育や啓発の取組が求められています。

このような状況の中、「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」を継承・発展させ、「第5次八幡市総合計画」に掲げた『ともに支え合う共生のまちやわた』を実現するため、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、『互いの人権を大切に 尊重しあう社会』の実現を目指し、全ての人が安全・安心な生活を営むことができるように市民一人ひとりが、人権尊重の大切さをしっかりと認識し、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるとともに、支え、支えられる社会の実現を目指した取組を進めることとしております。

最後に、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも様々な人権問題の解決に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年(2026年)3月

八幡市長

川田翔子

# 目 次

<b>第1章 計画策定の背景</b> .....	1
1 国際的な人権尊重の流れ.....	1
2 国内の動向.....	2
(1)京都府の取組.....	3
(2)八幡市の取組.....	4
<b>第2章 計画の基本理念</b> .....	5
1 計画策定の趣旨.....	5
2 計画の目標等.....	5
(1)計画の目標.....	5
(2)計画の性格.....	5
(3)計画の期間.....	5
3 計画策定に係る意識調査.....	5
4 人権教育・啓発推進の視点.....	6
<b>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針</b> .....	8
1 人権問題の現状等.....	8
2 人権課題の必要性.....	8
(1)部落差別(同和問題).....	10
(2)女性の人権.....	11
(3)子どもの人権.....	12
(4)高齢者の人権.....	14
(5)障がいのある人の人権.....	15
(6)外国人の人権.....	16
(7)患者等の人権.....	17
(8)様々な人権問題.....	18
<インターネットによる人権侵害>.....	18
<個人情報保護>.....	21
<性的マイノリティ>.....	21
<犯罪被害者とその家族>.....	23
<ホームレス>.....	23
<安心して働ける職場環境>.....	24
<その他の人権問題>.....	25
・自殺防止等.....	25

・ひとり親家庭等	25
・刑を終えて出所した人	25
・アイヌの人々	25
・北朝鮮当局による拉致問題等	25
・災害に関わる人権侵害	26

## 第4章 人権教育・啓発の推進 27

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	27
(1)就学前・学校	27
(2)企業・職場	28
(3)地域社会	30
(4)家庭	31
2 市職員等に対する人権教育の推進	31
(1)市職員	32
(2)教育関係職員	32
3 指導者の養成	33
4 人権教育・啓発資料等の整備	33
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	33

## 第5章 計画の推進 34

1 推進体制	34
2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携	34
3 計画に基づく施策の点検・評価	34

## 資料編 35

1 用語解説	35
2 第3次八幡市人権のまちづくり推進計画に関する市民意識・実態調査結果	42
3 世界人権宣言	56
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
5 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱	61



# 第1章 計画策定の背景

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下、「国連」という。)において、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である』とする\*世界人権宣言が、昭和23年(1948年)12月10日に採択されました。

その後、国連は、この宣言の内容をより具体化し、各国の実施を義務付けるための基本的・包括的な条約として\*国際人権規約のほか、\*児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)、\*女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)、\*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)等、人権に関する数多くの国際規範が採択されました。

平成6年(1994年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、平成18年(2006年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れを受けて、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下、平成6年(1994年)の国連総会で決議された\*「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)から平成16年(2004年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

21世紀を「人権の世紀」とするためには、全ての人が人権を尊重し、差別や偏見のない社会を築くことが重要です。

そのために、世界の各国において様々な取組が継続的に推進されました。

しかし今なお、世界各地で人権が侵害される事象が絶えず、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

引き続き国連では、「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、\*「人権教育のための世界計画(第1次フェーズ行動計画)」が平成17年(2005年)から開始されています。

平成18年(2006年)に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、我が国は平成19年(2007年)に署名しました。

平成22年(2010年)には、国連総会で\*「第2フェーズ行動計画」が採択され、平成27年(2015年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた\*「第3フェーズ行動計画」(平成27年(2015年)から平成31年(2019年)まで)の取組が、さらに、人権教育を通じた青少年の強化を目的とした\*「第4フェーズ行動計画」(令和2年(2020年)から令和6年

(2024年)までの取組が進められています。

現在は、子どもと若者に焦点を当てた※「第5フェーズ行動計画」が、令和7年(2025年)から令和11年(2029年)まで展開されています。

平成27年(2015年)9月には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が令和12年(2030年)までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「全ての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。

また、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりや、人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといった、いわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

## 2 国内の動向

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受け、平成9年(1997年)7月に※国内行動計画を策定しました。

我が国では、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、長年にわたり個別分野の人権に関する法整備等が進められました。

平成12年(2000年)12月には、※「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、同法に基づき、平成14年(2002年)3月に※「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

しかし、従来の人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年において人権問題は、多様化・複雑化の一途をたどっており、国籍や性指向などを理由とする偏見や差別、※ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき人権問題が新たに起きています。

このような人権問題を取り巻く情勢の変化も受けて、平成28年(2016年)には、いわゆる人権三法(※「障害者差別解消法」、※「ヘイトスピーチ解消法」、※「部落差別解消推進法」)が、さらに、令和元年(2019年)5月に、※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。

令和2年(2020年)10月には、※「ビジネスと人権に関する行動計画(2020～2025)」が策定され、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

また、令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した年でもあり、翌令和3年(2021年)2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

加えて、令和5年(2023年)4月に、「こども家庭庁」の発足と同時に、こどもの権利を守るための基本理念を定めた「こども基本法」が施行され、同年6月には、※「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

そのほか、令和6年(2024年)4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。

上記の法整備等が進められたことなども受け、令和7年(2025年)に※「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が閣議決定されました。

## (1)京都府の取組

京都府では、平成11年(1999年)3月に、基本的指針として※「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、関係部局と連携を図りながら、積極的に取り組まれてきました。

平成25年(2013年)11月3日には、人権尊重の理念を改めて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び公益財団法人世界人権問題研究センターの4者による※「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

平成28年(2016年)1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、※「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、※「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、令和3年(2021年)3月に※「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定されました。

さらに、この計画に基づいた、これまでの人権教育・啓発の取組に関する効果等の状況を把握するため、府民調査が実施され、この調査結果も参考の上、令和7年(2025年)3月には、人権尊重の理念を明文化した※「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されています。

## (2)八幡市の取組

本市においては、上位計画である※「八幡市総合計画」を基本とし、部落差別(同和問題)の解決や人権教育・啓発の推進等に取り組んできました。

部落差別(同和問題)の解決については、市政の重要施策として、平成11年(1999年)3月に※「八幡市同和問題解決のための行動計画」を策定し、同年10月に※「同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画」をまとめ、残された課題である教育、就労等の解決に向け、八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきました。

人権教育・啓発については、平成12年(2000年)10月に策定した※「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承する「八幡市人権のまちづくり推進計画」を平成18年(2006年)4月に策定しました。

その後、平成29年(2017年)3月に、「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」の策定を行い、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組を推進してきました。

女性、子ども、障がいのある人、高齢者等の様々な人権問題についても、それぞれの個別の計画を策定し、人権の視点に立った施策を推進してきました。

## 第2章 計画の基本理念

### 1 計画策定の趣旨

第2次計画の改定から9年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化してきました。

市民の意識も変化する中、多様化・複雑化する人権問題に対応し、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「第3次八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定するものです。

### 2 計画の目標等

#### (1) 計画の目標

本計画の目標は、第2次計画を継承・発展させ、※「第5次八幡市総合計画」に掲げた『ともに支え合う共生のまちやわた』を実現するため、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を本市において構築することとします。

#### (2) 計画の性格

本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」の基本理念に基づき、今後本市が実施する人権施策の方向性と計画の推進を示すものです。

#### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和18年(2036年)3月までとしますが、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 3 計画策定に係る意識調査

本計画の策定に先立ち、住民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策などについての意見などを把握するために、「第3次八幡市人権のまちづくり推進計画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

## ● 調査の実施概要

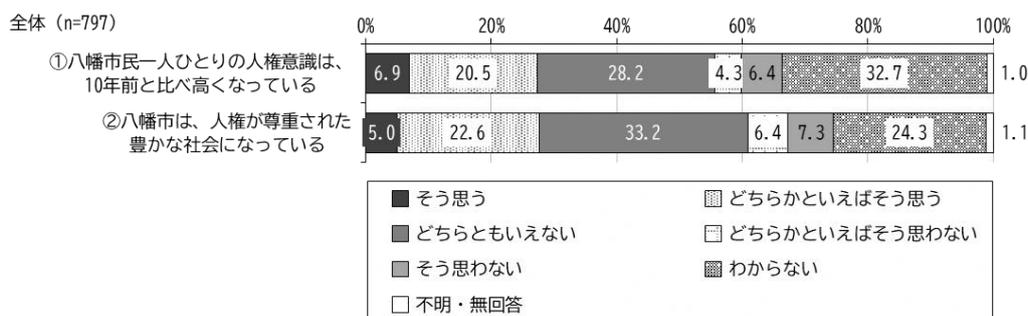
調査対象者	八幡市内在住の18歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和7年(2025年)10月22日(水)～11月14日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式 またはWEB回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	797件
有効回収率	39.9%

計画策定のために今回初めて実施したこの市民意識調査では、「八幡市民の一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」かについてみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が27.4%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計の10.7%を上回っていますが、「どちらともいえない」「わからない」が半数以上を占めています。

また、「八幡市は、人権が尊重された豊かな社会になっている」かの設問でも、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が27.6%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計の13.7%を上回っていますが、「どちらともいえない」「わからない」が半数以上を占めていることから、今後もさらに人権問題への取組が必要であることがうかがえます。

### 市民意識調査（人権尊重の感じ方）

人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。①・②の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。



## 4 人権教育・啓発推進の視点

本計画は、人権意識の高揚を図るため実施してきた本市における人権教育や啓発活動の成果も踏まえ、次の点に留意して進めます。

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること

## ○ 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること

### ① 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

自分の人権と同じように他人の人権も尊重される「人権の共存」が達成される社会が、人権が尊重される社会であると言えます。

このような社会を実現するために、生命の尊さ、大切さや自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組等、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

### ② 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことが必要です。

市民が人権について学習することができるような学習環境の整備・機会や情報の提供等の取組を推進します。

### ③ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

日本特有の風習や世間体を判断の基準にする生活意識等の身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すとともに、地域、職場などでの身近な人権問題の解決に向けて、実践できる態度や知識を身に付けることができるよう取組を推進します。



## 第3章 人権教育・啓発に関する基本方針

### 1 人権問題の現状等

人権とは、決して難しいものではなく、私たちの生活の身近な所で結びついているもので、誰もが心で理解し、感じることができ、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし現実には、国内外で様々な取組が実施されているにも関わらず、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害など、住民相互の間でも侵害される人権問題があります。

また、少子高齢化、国際化、情報化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や<sup>\*</sup>性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような人権問題が生じている背景については、問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

### 2 人権課題の必要性

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生し、複雑化している可能性があることを考慮に入れ、様々な機会を通して、解決に向けた展望を持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、部落差別(同和問題)や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

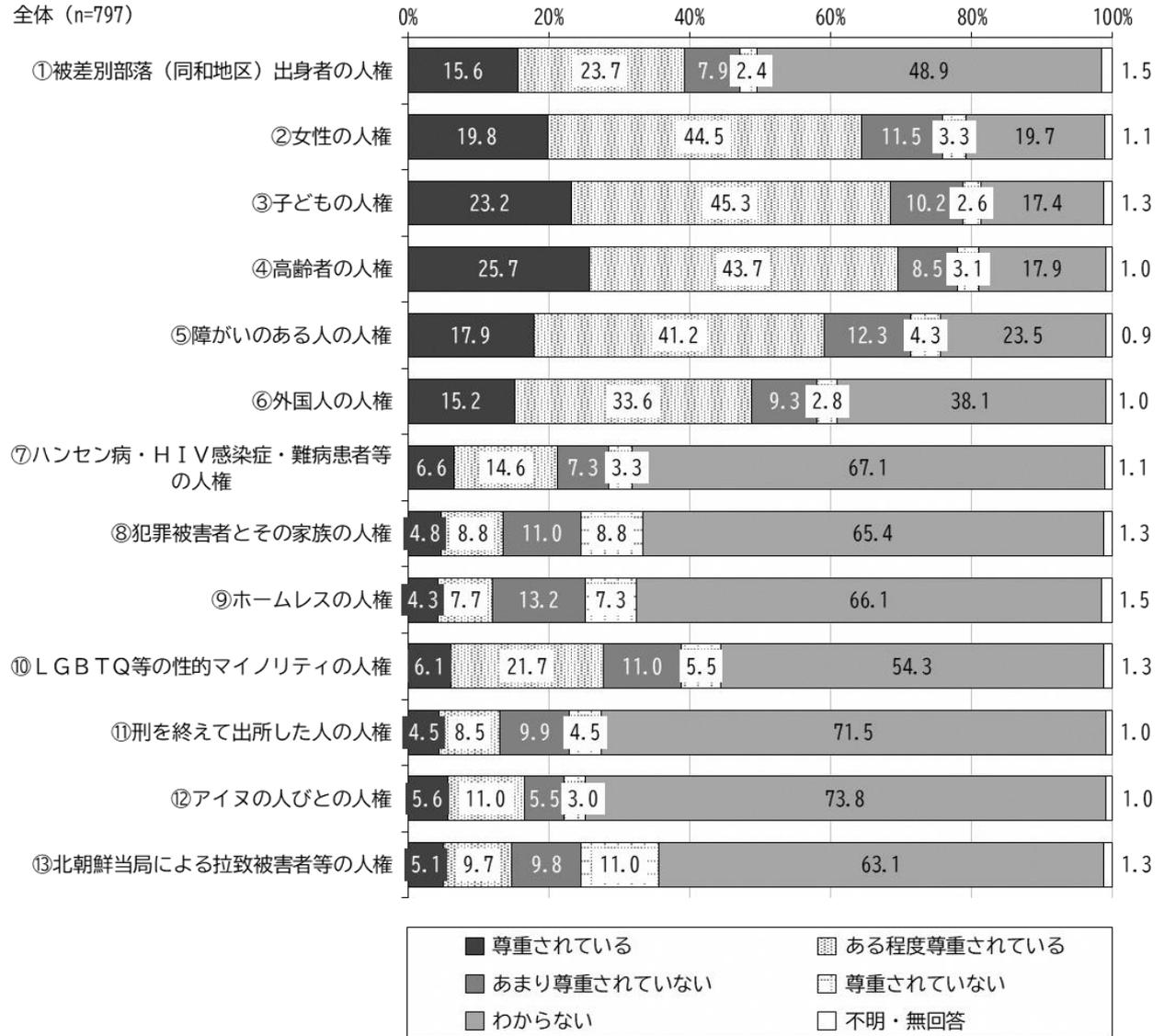
今回の市民意識調査において、「各種の人権が尊重されていると思うか」の問いに対し、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計では、[④高齢者の人権]が69.4%と最も高くなっています。

一方、「あまり尊重されていない」と「尊重されていない」の合計では、[③北朝鮮当局による拉致被害者等の人権]が20.8%と最も高くなっています。

市民意識調査（人権課題に関する尊重度）

あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。①～⑬の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

全体（n=797）



## (1) 部落差別(同和問題)

### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)に出された<sup>\*</sup>同和対策審議会答申は、部落差別(同和問題)は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に、国民的課題であるという認識を示しました。

本市としても、部落差別(同和問題)の早期解決を市政の重要施策と位置付け、昭和44年(1969年)の<sup>\*</sup>同和対策事業特別措置法の施行以来、国や京都府と連携を図る中で、30年余りにわたって、特別措置法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となりました。

平成14年(2002年)3月の特別措置法終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、平成8年(1996年)の<sup>\*</sup>地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、現行制度を的確に運用した取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組も進めてきました。

こうした総合対策の実施により、様々な場面で存在していた周辺地域との格差の解消は進んでいるものの、心理面における偏見や差別意識は国や本市が実施した意識調査の結果などから、根強く残っていることがうかがえます。

また、インターネット上の偏見や差別を助長させるおそれのある投稿の状況等から、課題は今なお存在すると言わざるを得ません。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、残された課題解決に向けての取組が必要となっています。

### 【今後の取組の方向】

部落差別(同和問題)は、基本的人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点から、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、部落差別(同和問題)を人権問題の重要な柱として、引き続き現行制度を的確に運用するとともに、これまで展開してきた取組の成果等を生かしながら、差別意識や偏見の解消に向け、効果的な人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

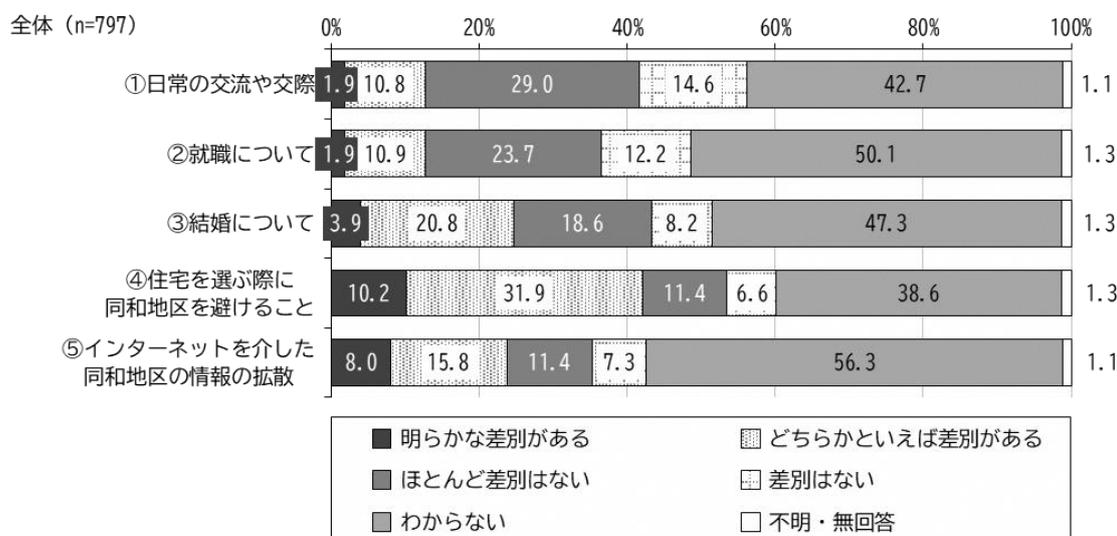
また、京都府等とも連携しながらインターネット上の人権侵害の実態把握に努め、必要な教育及び啓発並びに相談体制の整備を推進します。

今回の市民意識調査で、「明らかな差別がある」と「どちらかといえば差別がある」の合計では、[④住宅を選ぶ際に同和地区を避けること]が42.1%と最も高くなっています。

一方、「ほとんど差別はない」と「差別はない」の合計では、[①日常の交流や交際]が43.6%と最も高くなっています。

市民意識調査（部落差別(同和問題)に対する認識)

あなたは、被差別部落(同和地区)や被差別部落(同和地区)の人びとについて、現在、次の差別があると思いますか。



## (2) 女性の人権

### 【現状と課題】

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、我が国でも配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為、性犯罪、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在しています。(性別に関わらず起こる問題ですが、女性に対するものが多数を占めています。)

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、賃金格差などの課題が残されています。

この状況を受け、国において平成28年(2016年)に施行され、10年間の時限立法であった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が、令和8年(2026年)から令和18年(2036年)まで延長されるとともに、\*カスタマーハラスメント対策や求職者に対するセクシャルハラスメント対策も義務化されました。

このことから、急速に進む少子高齢化社会では女性の活躍が求められ、さらに社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、今日では男女共同参画の視点に立って社会制度や慣習を見直すこと、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を充実させることが求められています。

### 【今後の取組の方向】

男女共同参画の基本計画である、\*「八幡市男女共同参画プラン(るーぷ計画Ⅲ)」の中間年に当たる令和7年度(2025年度)には、女性を取り巻く社会情勢や市民の意識変化に対応す

るため、中間見直しを行い「八幡市男女共同参画プラン(るーぷ計画Ⅲ後期プラン)」を策定し、男女共同参画を計画的かつ総合的に推進しています。

また、コロナ禍以降に顕在化した困難な問題を抱える女性への支援や、様々な分野へ女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発や仕事と家庭・地域生活の両立支援、情報提供に努めるなど、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施し、女性が存分に能力を発揮して働くことができ、人権が尊重される社会の実現を目指します。

さらに、令和3年(2021年)に※「ストーカー行為等の規則等に関する法律(ストーカー規制法)」、令和6年(2024年)に※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されました。

元配偶者や元恋人の情報や写真などをインターネットに流出させる等の嫌がらせ行為(リベンジポルノ)やDVなど、女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを啓発し、関係機関と連携して被害者の相談対応や支援に努めるとともに、セクシャルハラスメントやストーカー等の行為についても、その防止について周知・啓発に努めます。

### (3) 子どもの人権

#### 【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育ての在り方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

こうした状況の中で、子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待、養育の拒否・放任)の相談件数は、近年増加しています。

いじめ、暴力行為や体罰、それらを起因とする不登校等は、依然として深刻な問題です。

情報化の進展に伴い、※SNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。

これらのことも影響し、不登校の子ども数は、減少傾向から近年増加傾向に転じています。

さらに、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど、子どもに関わる犯罪も増加しており、いじめや虐待などによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

本市では、平成17年(2005年)に、「八幡市次世代育成支援行動計画」を策定し、『子どもが 親が 地域が 育ち 輝く まちづくり』を基本理念として、子育て支援施策を推進してきました。

また、平成13年(2001年)に設置した八幡市児童虐待防止対策委員会が中核となり、平成17年(2005年)11月に八幡市児童虐待防止ネットワークを発足させました。

平成20年(2008年)2月、本市において発生した虐待死亡事案の検証から、児童虐待の相談、支援体制の整備や強化を図るとともに、同年11月には、児童福祉法に基づく八幡市要保護児童対策地域協議会、令和7年(2025年)4月には児童福祉法及び母子保健法に基づく八幡市こども家庭センターを設置し、家庭児童相談室の体制強化と関係機関との連携を図ってきました。

併せて、平成28年(2016年)9月に八幡市子ども条例を定め、市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにし、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を子どもの大切な権利として規定しました。

『子どもは将来を担う社会の宝』という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

### 【今後の取組の方向】

「八幡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

児童虐待については、家庭児童相談室を中心に児童福祉、母子保健、学校等、子どもが直接関わる機関が連携し、早期発見・早期対応のための態勢を確保し、問題の解決を図るため、児童相談所や保健所、\*民生委員・児童委員など、関係機関と連携して総合的な取組を進めていきます。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。

児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、八幡市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組みます。

また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。

併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的な取組や教職員への研修を徹底します。

子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、\*フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年やその保護者などに情報提供を図り、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発等を推進します。

全ての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取組を推進します。

また、子どもに関わる全ての人が、子どもの権利などについての認識を深めるよう啓発を進めます。

## (4) 高齢者の人権

### 【現状と課題】

我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和6年(2024年)には3,625万人となり、令和27年(2045年)にはピークを迎え、3,945万人になると予測されています。

本市においては、令和7年(2025年)6月末で21,877人、高齢化率は32.02%と\*超高齢社会となっています。

このように高齢化が進展する中で、核家族化や介護者の高齢化等により、介護が家族だけでは支えきれない大きな社会問題となってきたことから、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が開始されました。

平成18年(2006年)4月には、\*「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務が定められました。

この法律は、市町村が高齢者虐待についての相談支援、一時保護等を行うことになっています。

本市においては、平成6年(1994年)3月に策定した「八幡市老人保健福祉計画」に基づき保健、医療、福祉を総合的かつ有機的に支援していくとともに、平成12年(2000年)3月には、介護を社会的に支援することを視野に入れた\*「八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この計画は3年毎に見直しを行っており、令和6年度(2024年度)から策定した本計画では、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域の包括的な支援・サービス提供体制の深化・推進により、地域共生社会の実現に向けて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを目指し、各種の取組を推進しています。

本市において、高齢化及び後期高齢者数の増加に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の増加も見込まれ、介護ニーズが複雑化・多様化しております。

また、担い手となっている生産年齢人口(15～64歳人口)の減少が顕著となり、福祉・介護人材の養成・確保が課題となっております。

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活をしていきたいという思いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きていく上で保障されなければなりません。

そのためには高齢者が年齢に関わりなく社会参加でき、いきいきと暮らしていける社会に向けた取組が必要です。

## 【今後の取り組みの方向】

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

特に、一人暮らしの高齢者や認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、特殊詐欺等の被害に遭わないようにするため、地域包括支援センターを中心に日頃から地域の高齢者の現状を把握し、高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の権利擁護については、虐待防止のための地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークの強化や、成年後見制度の周知・理解促進の取組を行います。

## (5) 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

しかしながら、障がいについての十分な知識が浸透していないため誤解や偏見が生じ、障がいのある人やその家族が生活のしづらさを感じたり、自立や社会参加が妨げられたりすることなどが依然として存在しています。

そのため、障がいに対する理解を一層深めるためには、それぞれの障がい特性に応じた正しい知識を普及・啓発していく必要があります。

本市においては、※「障がい者計画」は6年ごとに見直し、※「障がい福祉計画」及び※「障がい児福祉計画」は3年ごとに見直すこととしており、令和6年(2024年)3月に「八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しています。

自立・自己決定の保障、生活の質の向上、機会の均等化、地域での支え合いの推進を基本理念に掲げ、将来像として設定した『支えあい、ともに生き、暮らせるまち』の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そのような状況の中、令和4年(2022年)4月に※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者支援法)」が改正され、虐待を未然に防ぎ、利用者が安心してサービスを受けられるようにするため、サービス事業者は虐待防止委員会の設置・定期開催等が義務化されました。

また、市の責務として、虐待の通報を受理した場合には、迅速に事実確認等を行い、本人及びその養護者の人権を尊重し、自立を支援する必要があります。

令和6年(2024年)4月に※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、民間事業者は、障がいのある人から配慮を求められた場合には、過重な負担にならない範囲で、対応することが義務付けられ、社会的障壁を減らし、社会参加の

機会拡大が期待されています。

### 【今後の取組の方向】

『支えあい、ともに生き、暮らせるまち』を将来像として掲げた「八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進します。

また、市民、地域、障がい福祉サービス事業所、行政等の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを推進します。

併せて、学校教育等においては、障がいのある児童・生徒一人ひとりが、その可能性を最大限に発揮して、社会参加、自立することを目指し、発達や障がいの状態に応じた教育の充実に努め、それぞれの人間関係を豊かにし、共に成長することをねらいとする交流教育を進めます。

## (6) 外国人の人権

### 【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍を持たない人が、我が国で生活する上で、言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解や偏見により差別を受ける問題です。

我が国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市における外国人住民数は、令和7年(2025年)3月末で2,891人と本市の人口の約4.2%を占め、全国平均より高くなっている状況です。

国籍別では、\*技能実習制度改正以降、ベトナムの人々が多くなっており、次いで中国、インドネシアとなっています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別があり、日常生活を送る上で様々な問題が生じています。

従来から本市に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動がインターネット上などでも行われている、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。

平成28年(2016年)6月に\*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」がすでに施行されているところですが、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

## 【今後の取組の方向】

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

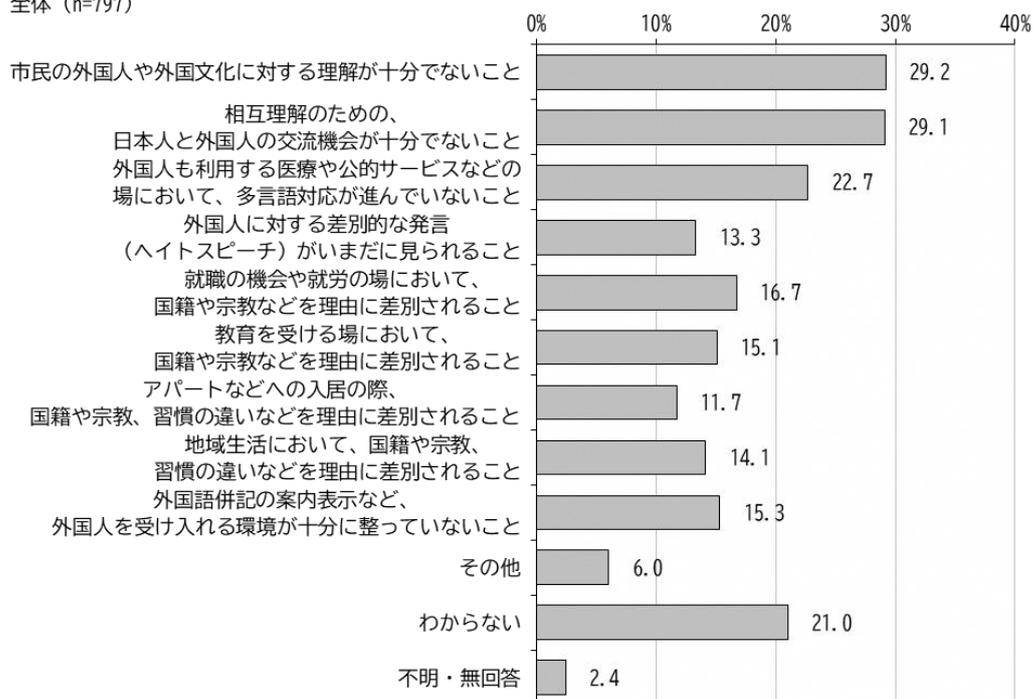
また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

今回の市民意識調査で、「市民の外国人や外国文化に対する理解が十分でないこと」が29.2%と最も高く、次いで「相互理解のための、日本人と外国人の交流機会が十分でないこと」が29.1%、「外国人も利用する医療や公的サービスなどの場において、多言語対応が進んでいないこと」が22.7%となっています。

### 市民意識調査（日本に在住する外国人の人権問題）

日本に在住する外国人に関することで、人権上、特に問題だと思うのはどのようなことですか。

全体（n=797）



## (7) 患者等の人権

### 【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互の信頼関係が築かれることが必要であり、行政においても公的な相談体制の整備等を通じ、信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

※エイズ患者・HIV感染者や※ハンセン病患者等に対する偏見や差別は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために存在することから、正しい知識の普及、偏見や

差別をなくすための啓発活動等、様々な取組が行われています。

HIV ウイルスは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんが、近年、新規エイズ患者については30代・40代の男性、HIV感染者については、20代・30代の男性で感染が拡大しています。

ハンセン病は、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めて少なく、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

我が国では古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があり、明治以後、療養所に隔離して治療してきた経緯があります。

難病は、種類も多く様々な特性があり、個人差もあるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は健康な人と全く変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

本市では、感染症等に関する正しい知識と患者及び感染者の人権擁護のための啓発をはじめとする取組を、国・京都府とともに進めています。

### 【今後の取組の方向】

感染の予防と人権の尊重を基本として、患者が適切な医療を安心して受けられる環境づくりを進めるため、国や京都府などの関係機関との連携を図りながら、正しい知識の普及・啓発を行い、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組めます。

また、学校教育においては、人権尊重の精神に基づき、エイズは正しい知識で感染を防げることや感染者・患者に対する偏見をなくす教育を進めます。

## (8) 様々な人権問題

これまでに記述したほかにも、次に挙げるような人権問題が存在しています。

### <インターネットによる人権侵害>

#### 【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴い普及が進み、また、スマートフォン等の普及やSNS等の様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

※「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上で人権侵害を受けた被害者が、プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となっていました。

このことを受けて、令和7年(2025年)4月には、大規模プラットフォーム事業者に対してインターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた※「特定電気通

信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」が施行されました。

インターネットを通じた差別やいじめ、人権侵害、プライバシー保護に関する問題の解決に向け、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動、関連法令の周知等を行うことが必要です。

そして、差別やいじめ、脅迫といった人を傷つける行為や著作権を侵害することは許されず、また、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気付くことができるよう、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための取組を一層推進していく必要があります。

### 【今後の取り組みの方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー(情報を評価・識別する能力)の向上を図ります。

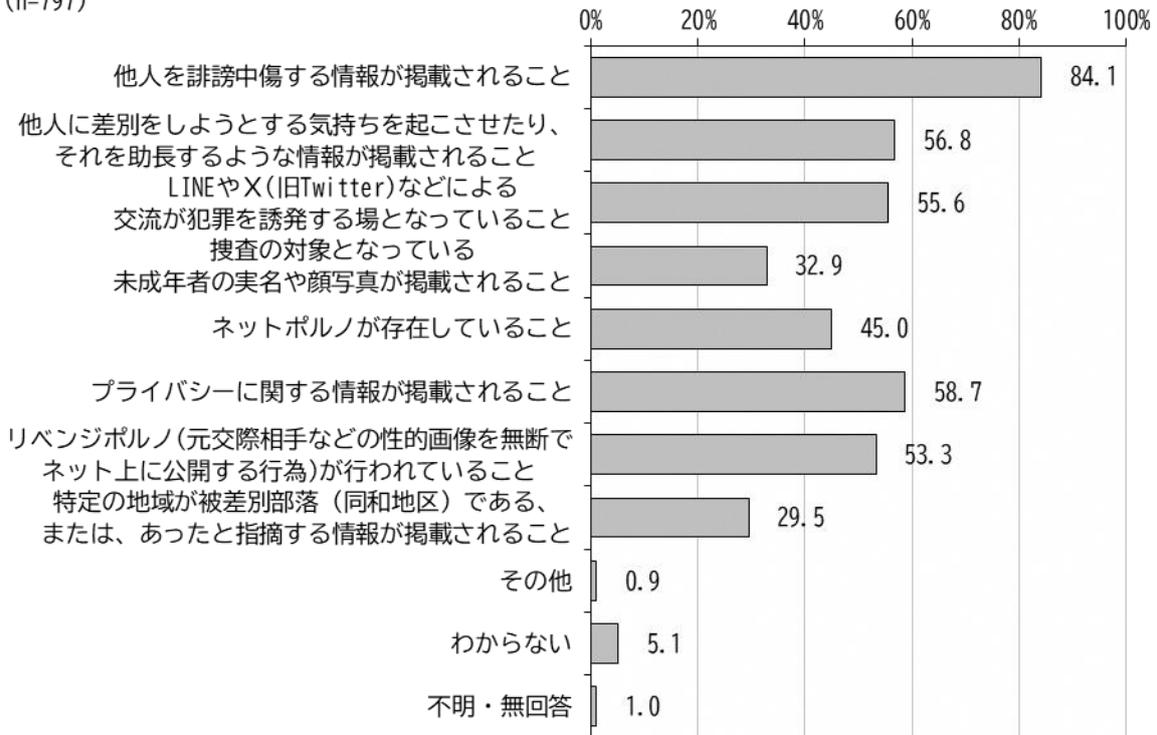
また、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、国や京都府などの関係機関と連携し、引き続き、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

今回の市民意識調査で、インターネットによる人権侵害については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が84.1%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が58.7%、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」が56.8%となっています。

市民意識調査（インターネットによる人権侵害）

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

全体（n=797）

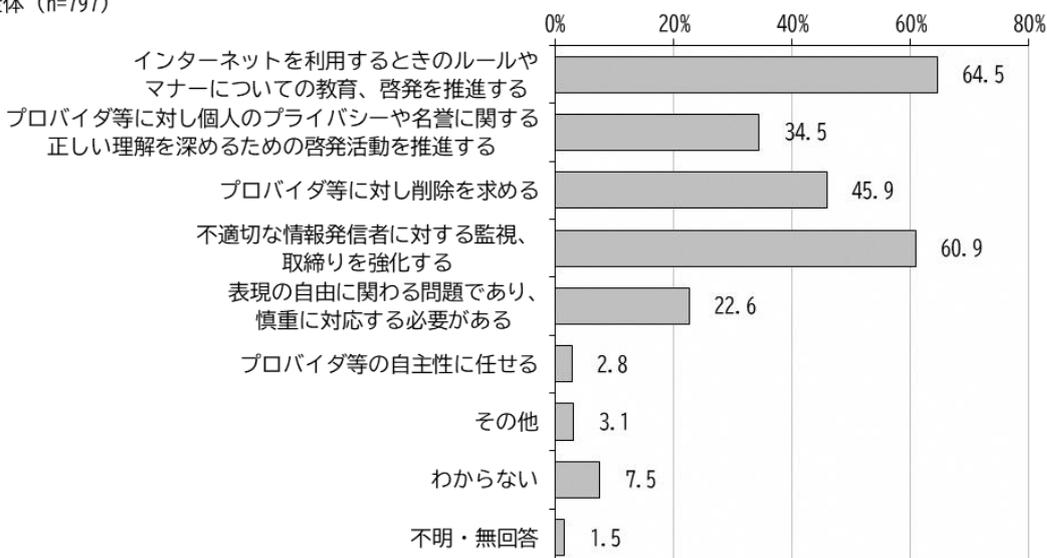


また、インターネットによる人権侵害への対応については、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が64.5%と最も高く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が60.9%、「プロバイダ等に対し削除を求める」が45.9%となっています。

市民意識調査（インターネットによる人権侵害への対応）

インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。

全体（n=797）



## <個人情報保護>

### 【現状と課題】

情報化社会の進展により、個人情報が独自の価値を持ち、大量に収集、商品化されています。

一方、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すなど、安心して社会生活を営む上での大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生しています。

これまで本市においては、平成12年(2000年)11月に施行された八幡市個人情報保護条例及び国において平成17年(2005年)4月に施行された「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」により、個人情報の保護に努めてきました。

現在では、令和5年(2023年)4月に個人情報保護施策のルールを全国共通とすることを目的とし施行された改正個人情報保護法により、個人情報の保護に努めています。

この法律には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等が定められています。

また、個人情報については、法律に基づき、開示等を求めることができ、個人情報に関するトラブルや疑問には、事業者をはじめ、地方公共団体や\*個人情報保護委員会等に相談できます。

### 【今後の取組の方向】

個人情報保護法の適正な運用による個人の権利利益の保護に努めます。

個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任などについての啓発を推進します。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において差別や不利益が生じる結果となる場合があります。

市民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が人権侵害につながるおそれがあることから、個人情報の管理の重要性を広く啓発し、\*「八幡市登録型本人通知制度」の普及を図ります。

## <性的マイノリティ>

### 【現状と課題】

性的マイノリティは、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)や性自認(自身の認識している性)において、一般的な社会の多数派とは異なる人々で、\*LGBTQ等のセクシャリティの総称です。

性的マイノリティは10人に1人の割合で存在すると言われており、友人や同僚にいても当たり前と知ることが大切です。

しかし、世間一般にみると人口の少ない性的マイノリティは、いじめやからかいの対象とならないか、敬遠されないか等の不安や、相談できる家族や友人、窓口がないなど、様々な悩みを抱えています。

また、性的マイノリティへの偏見や差別的な態度が存在している現状もあります。

### 【今後の取組の方向】

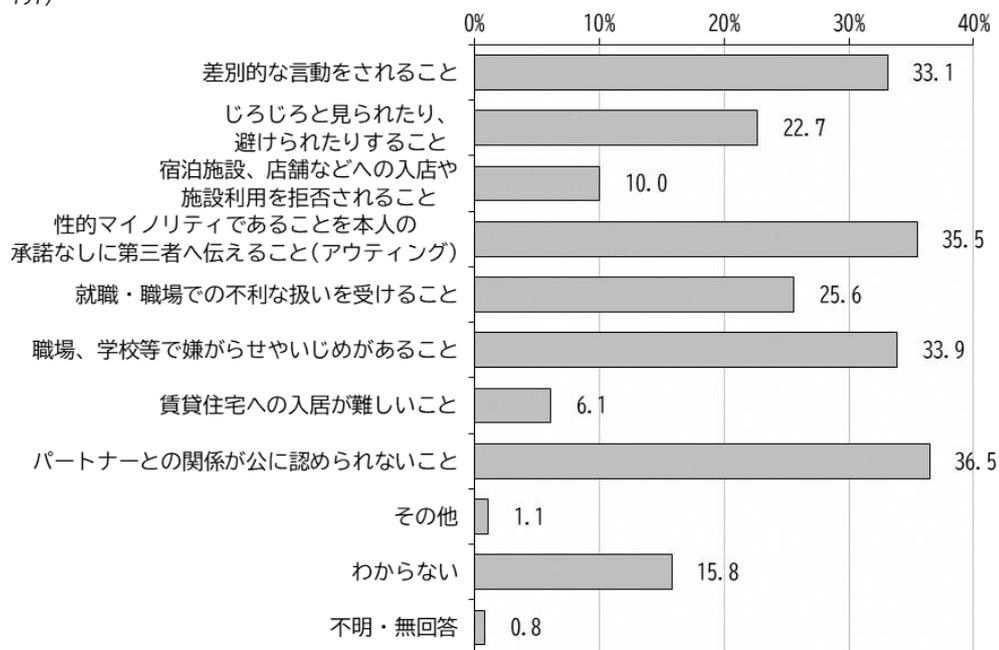
多様な性に対する社会の理解は、いまだ十分とは言えず、社会生活の様々な場面で、差別や偏見を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解や認識を深め、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

今回の市民意識調査で、「パートナーとの関係が公に認められないこと」が36.5%と最も高く、次いで「性的マイノリティであることを本人の承諾なしに第三者へ伝えること(アウトティング)」が35.5%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が33.9%となっています。

本市においては、令和7年1月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指す取組を進めています。

市民意識調査（LGBTQ等、性的マイノリティの人権）  
LGBTQ等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。

全体（n=797）



## <犯罪被害者とその家族>

### 【現状と課題】

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害のほか、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次被害を受けています。

本市では、平成24年(2012年)6月に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とした※八幡市犯罪被害者等支援条例を制定し、同年8月には犯罪被害者等支援を円滑かつ適切に行うために、※「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を警察署と締結し、翌平成25年(2013年)1月には、同協定を公益社団法人京都犯罪被害者支援センターと締結しました。

また、令和5年(2023年)4月に※京都府犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者への助成の拡充や※京都府犯罪被害者等支援調整会議による組織的な支援体制が構築されました。

今後とも被害者とその家族の人権に配慮し、さらなる支援制度の周知、充実が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。

また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。

そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

### 【今後の取組の方向】

八幡市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携・協力を進めます。

犯罪被害者等への支援について、市民等への理解を深めるため、必要な広報及び啓発を進めます。

また、性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、※「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」との連携と犯罪被害者等への情報提供を進めます。

## <ホームレス>

### 【現状と課題】

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

ホームレスに至る原因は様々であり、健康上の理由による失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

ホームレスとなった人の多くは、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。

また、一部には地域住民とのあつれきが生じたことからホームレスになった人もいます。これらのことを踏まえ、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

### 【今後の取組の方向】

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

※ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)に基づき、京都府などの関係機関と連携・協力し、生活保護の実施やホームレスの自立支援等に関する施策を推進します。

また、生活困窮者に対する自立支援を推進する※生活困窮者自立支援法が平成27年(2015年)4月から施行されており、ホームレス対策については、ホームレス特措法の趣旨を踏まえつつ、自立支援を推進します。

## <安心して働ける職場環境>

### 【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアルハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休暇等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメント、過剰な要求を行ったり、商品やサービスに不当な言いがかりをつけたりするカスタマーハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

※「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』とし、そのような社会を目指すべく、本市においても八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅲに基づき、関係機関と連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたさらなる取組が必要です。

### 【今後の取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、京都府、関係機関や市民団体等と連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業や事業所等に対する広報、啓発に努めます。

また、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するため、企業と働く一人ひとりが協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や風土の改革、働き方の改革に自主的に

取り組んでいくための啓発を推進します。

## <その他の人権問題>

### ・自殺防止等

自殺は、心身の問題のみならず、経済的な側面、職場や学校等での人間関係など様々な社会的要因が複雑に絡み合い、自殺に追い込まれるという危機的な状況は、誰にも起こり得るという認識に立ち、自殺防止等に努めます。

自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進するとともに、\*ゲートキーパーの養成や相談支援体制の啓発を図り、市民の理解促進に努めます。

### ・ひとり親家庭等

ひとり親家庭等に対する偏見や差別は根強く存在していることから、自立に向けた相談や支援を行うとともに啓発の推進に努めます。

また、\*婚外子(非嫡出子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、認知されることで戸籍上の続柄の記載や相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発の推進に努める必要があります。

### ・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても市民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題が存在しています。

刑を終えて出所した人々が、再び罪を犯すことを防ぐため、地域の人々の理解を得て、社会復帰ができるよう啓発の推進に努める必要があります。

### ・アイヌの人々

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどして、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及や啓発の推進等に努める必要があります。

### ・北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべく様々な取組が行われています。

平成18年(2006年)には、\*「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるための啓発の推進に努める必要があります。

#### ・災害に関わる人権侵害

災害に関わる人権侵害は、子どもや高齢者、障がいのある人、傷病者、妊婦、外国人等の要配慮者に対して、人権尊重の視点から配慮する必要があります。

また、放射線による影響や被災状況等の情報を正しく把握していないために生じる風評被害は、根拠のない思い込みや偏見を生み人権侵害につながります。

このような人権侵害は、生まれや生い立ち、様々な社会生活を理由とすることが多く、そこには希薄な人権意識や自分と違う者として排除しようとする意識が共通しています。

人権問題は、社会生活の中で変化を遂げ、科学的、合理的な根拠のない因習から先入観や思い込みが常態化していることも多く、それが差別や偏見を生むきっかけともなっています。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。

本市としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。



## 第4章 人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた部落差別(同和問題)など、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように、他人の人権も尊重するという認識の下、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類全ての広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど、創意工夫を凝らして、地域に即した人権教育・啓発の展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権文化の構築の主役は、市民一人ひとりです。

市民が人権尊重の考え方を身につけ、日常生活の中においてそれを規範として人と人との関係を育むことが、人権文化の息づく豊かな社会の基盤となります。

地域、学校、企業など、市民が関わる様々な場面において、人権教育の自主的な取組を進めます。

#### (1)就学前・学校

##### 【現状と課題】

保育所や幼稚園等の就学前教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、\*保育所保育指針、\*幼稚園教育要領、\*幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

また、子どもの生活体験、発達の課程など、一人ひとりの特性に配慮し、主体的な活動ができるよう教育環境や指導方法の工夫に努めてきました。

身近な動植物や自然に親しむなど、多様な体験活動を通して命の大切さに気付かせたり、友達をはじめ、様々な人と豊かな人間関係を築く中で、他者の存在に気付き相手を尊重する気持ちを育むなど、人権を尊重する保育や教育を大切にしてきました。

これらの取組により、子どもたちの中に命の大切さを実感し、お互いの個性を尊重する姿勢を育んでいます。

学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童・生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、お互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や部落差別(同和問題)などの様々な人権問題について、正しい理解や認識の基本を培う取組の推進や保護者の人権意識の高揚を図るため、PTAや\*人権教育推進協議会の取組により、学習の場を保障し、啓発活動に取り組んでいます。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度、知識、能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習形態の工夫や、人権教育資料・人権教育指導事例集等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

その一方で、いじめ・虐待・不登校の増加など、子どもの人権を巡る状況は厳しいものがあり、社会の大きな変化の中で、自尊感情が薄く、コミュニケーション能力が十分でない子どもも増えてきています。

そうした状況の中で、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが必要です。

## 【今後の取組の方向】

人権教育は、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自分自身の問題として捉え、主体的に解決を図る意欲や実践力を育むことを目的としています。

そのため、学校、家庭、地域等との連携を強化し、より効果的な取組を進めます。

具体的には、核家族化や少子化に伴い、孤立しやすい保護者に、子育てに関わる情報を発信したり、保護者同士をつなぐ子育て支援活動を実施していきます。

また、学校と家庭等が連携し、子どもたちに自尊感情を持たせ、コミュニケーションを育てる活動を進め、子ども同士の連帯感を高めます。

さらに、教職員の研修を充実し、人権問題についての認識と指導力の向上に努め、子どもたちがより身近なこととして人権問題が捉えられるよう教材や学習方法を工夫します。

併せて、学力向上を図るため、特に課題の見られる子どもには、家庭と連携する中で、一人ひとりの課題に即した個別指導を進めるなど、教育諸条件の充実に努めます。

## (2)企業・職場

### 【現状と課題】

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深く関わるとともに、地域の雇

用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として、人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っており、人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等企業関係者に対する人権教育・啓発活動を展開することが求められます。

企業・職場に対する取組として、京都府では、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等が行われているほか、公正な採用の推進を図るための啓発が行われています。

また、本市においても行政、企業、各種団体で構成する\*山城人権ネットワーク推進協議会において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

今後も様々な人権課題に関する研修や従業員等が働きやすくハラスメントの無い環境づくりに向けた社内研修等の人権教育を促進することが重要です。

企業・職場は、公正な人事採用、障がいのある人の法定雇用はもちろんのこと、人種、性別による賃金、配置、昇進の格差、さらには職場におけるいじめやハラスメント等をなくしていくための職場の取組が必要です。

各企業では、少子高齢化、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境保全など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るためには、国が策定した\*「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」等を参考に人権方針の策定や\*人権デューデリジェンスの取組が必要であり、特に、そこで働く労働者が人権を学習するためには、\*企業内人権啓発推進員の設置など、企業・職場の協力と理解が不可欠で、学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は、地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

## 【今後の取組の方向】

企業は、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報 の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう人権教育・啓発の充実に努めます。

また、本市においても採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、八幡市商工会や八幡市工業会とも連携し、引き続き企業に対して人権教育・研修の充実に求めていくとともに、職業安定所と連携し、企業内人権啓発推進員の設置を促し、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組や公正な採用選考促進に向けた働きかけに対し、情報提供等の支援に努めます。

併せて、各関係法で定められているハラスメント防止のための措置義務について、事業主への周知に努めます。

### (3)地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、多くの人々のふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場ですが、一方で都市化の進行等により人々の連携や交流が希薄化している現状があります。

本市では、人権文化セミナー等の人権啓発活動に取り組み、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する、様々な人権問題を解決するため、研修会等の取組を推進しています。

また、基本的人権の尊重を基盤とした人権学習ができるよう八幡人権・交流センター等において、人権学習講座の開催や交流活動等の人権に関する多様な学習機会を提供しています。

さらに、\*人権擁護委員や\*女性問題アドバイザーによる相談など、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるような施策を推進しています。

地域社会では、様々な人権問題が存在しており、地域における日常生活の中で個人が自然に会得していくものであることから、継続的な人権教育・啓発が展開されることが必要です。

#### 【今後の取組の方向】

市民が身近な地域において、人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会を進めるため、人権教育推進協議会や各種団体との連携を密にするとともに人権に関する学習機会の提供を支援します。

一方、市民活動団体が人権意識の高揚を目的に開催する講演会や研修会に対し、支援を図ります。

また、八幡人権・交流センター等を人権啓発の発信基地として、地域との交流や生涯学習の活動を進めます。

- ① 人権問題についての理解と認識を深めるため、八幡人権・交流センター等において人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら学習意欲を高めるよう広く関係機関にその成果を普及し、市内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

## (4)家庭

### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎を育み、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への支援不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

日常生活における人権感覚を身に付けるため、家庭教育に関する啓発資料や学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、子育てに関する悩みを持つ家庭を支援するため、家庭児童相談室の家庭相談員や※母子・父子自立支援員等による相談支援の充実を図っており、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対しては、子どもを守るネットワークとして八幡市要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見や支援に努めています。

しかし、身近な人から親が子育てを学ぶ機会が減少したことや、少子化、都市化による地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護、過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下が指摘されており、それらが子どもの主体性や自主性を育てる上で妨げになっています。

家庭においては、依然として伝統的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性に対する子育ての一方的な押しつけや女性への暴力、子どもや高齢者に対する虐待といった人権侵害等の問題も発生しています。

### 【今後の取組の方向】

全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、家族のきずなやふれあいを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭を目指して、家庭教育に関する学習機会や効果的な情報提供、相談体制の充実等により、家庭における人権教育の推進を図ります。

## 2 市職員等に対する人権教育の推進

「八幡市人権のまちづくり推進計画」の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・教育関係職員が、人権に配慮した業務を遂行できるような研修を通じて、人権教育・啓発を重点的に推進します。

## (1)市職員

### 【現状と課題】

市職員は、どのような業務においても人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重のまちづくりを進めるために市民の先頭に立って取り組む必要があります。

そのため、人権に関する知識、人権問題解決に向けた態度やスキルを身に付けるよう職員人権研修を実施しています。

さらに、人権に関する様々な課題を的確に捉え、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな市職員の養成を図ることが重要です。

### 【今後の取組の方向】

市職員に対しては、人権研修の充実を図り、全ての市職員が人権を深く認識し、それぞれの担当業務における課題が明らかにできるよう資質の向上を目指します。

また、市職員として、地域社会においても人権問題の解決に向けて、積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

## (2)教育関係職員

### 【現状と課題】

人権教育を進める上で、学校の教職員等の教育関係職員は大きな役割を担っています。

SNS上でのいじめなど、新たな人権問題や人権教育の動向を把握し、時代に対応した指導力が求められています。

子どもを指導する教職員が、豊かな人権感覚・高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることは不可欠です。

特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組が必要です。

このため、教職員の研修を実施し、様々な研修の機会を捉えて、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

学校等においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように指導していくことが求められます。

また、日々の学校生活の場で人権に関わる問題が起きた場合、全ての教職員が見逃すことなく、児童・生徒が発達途上にあることを配慮しながら適切に指導することが求められます。

### 【今後の取り組みの方向】

教職員については、学校等において、より一層の研修の充実を図ります。

全ての教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、指導力の向上を図ることができるよう、研修会を計画的に開催します。

子どもたちに人権問題を見逃さない人権感覚を身に付けさせるため、副読本や資料を活用した指導方法の改善についても研修を深めます。

### 3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。

このため、今後とも指導者研修の内容や方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### 4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、学校、地域社会、家庭、企業・職場等で人権について学ぶことができる資料の整備を推進します。

### 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢や立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解に応じて実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ取組を進めます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、市の広報誌や SNS 等を積極的に活用し、市民が事業に参加しやすい内容の講演会や研修会等に取り組みます。



## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

全庁的な組織として設置している八幡市人権のまちづくり推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

### 2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO 等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

### 3 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実行性のあるものとするため、八幡市人権のまちづくり推進本部において、必要に応じて計画に基づく施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。



# 資料編

1 用語解説 .....	35
2 第3次八幡市人権のまちづくり推進計画に関する市民意識・実態調査結果 .....	42
3 世界人権宣言 .....	56
4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	59
5 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱 .....	61



# 1 用語解説

用語	解説
あ 行	
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)	アイヌの人々が民族としての誇りを持ち、その誇りが尊重される社会を実現するために制定された法律。アイヌの人々が日本列島北部、特に北海道に先住する民族であり、独自の言語や文化を持つことを認識し、先住民族への配慮を求める国内外の要請や、アイヌの人々が抱える課題を解決するために制定された。
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	昭和40年(1965年)に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、平成7年(1995年)に批准している。
エイズ患者・HIV感染者	エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染=エイズではなく、感染後平均10年といわれる潜伏期間(無症状の期間)があり、その後、発病した人をエイズ患者という。
SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス Social Networking service)	人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。
LGBTQ(エル・ジー・ビー・ティー・キュー)	女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)両性愛者(バイセクシュアル)、性同一障がいを含む性別越境者(トランスジェンダー)、性の在り方を模索中の者(クィア(またはクエスチョニング))などの人々を意味する頭文字。
か 行	
カスタマーハラスメント	顧客からの不当な要求や言動で、従業員に精神的・肉体的な苦痛を与える行為。
企業内人権啓発推進員	企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定、推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員25人以上の事業所等に設置を勧奨している。
技能実習制度	開発途上国などの経済発展を担う「人づくり」に貢献することを目的として平成5年(1993年)に創設された制度。日本の企業で技能実習生が働きながら実践的な技術や技能、知識を習得し、帰国後に母国の経済発展に貢献することが期待されている。平成29年(2017年)の制度改正により、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護が強化された。
京都人権啓発推進会議	同和問題等あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府、京都市、府教育委員会、京都市教育委員会、府市長会、府町村会、府人権擁護委員連合会、京都商工会議所、府商工会連合会、府中小企業団体中央会、府農業協同組合中央会、府社会福祉協議会の12団体により昭和59年(1984年)に設立。
京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)	性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)	平成28年(2016年)1月に策定し、同月から令和8年(2026年)3月までを計画期間とし、人権に関する施策を積極的に推進した。
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「コロナ差別」といった新たな社会問題に対応するため、令和3年(2021年)3月に第2次計画を改定したもの。「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」が掲げる「人とコミュニティを大切に

	する共生の京都府」の実現を目指し、府民が人権について学び、交流できる機会の拡充や相談体制の充実を通じて、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とした。
京都府人権尊重の共生社会づくり条例	令和7年(2025年)4月1日から施行。京都府において、いまだ存在する不当な差別や人権侵害を認め、異なる人々が相互に尊重し、支え合う共生社会の実現を目指すもの。府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての府民が地域社会で「守られている」、「包み込まれている」と感じ、誰もが社会に参画し、自らの可能性を伸ばせる人権尊重の共生社会づくりを推進することを目的としている。基本理念には、府民が人権の意義と尊重、共存の重要性を理解し、自己の権利行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権も尊重することが掲げられている。
京都府犯罪被害者等支援条例	犯罪被害に遭われた方やその家族が平穏な生活を取り戻せるように、社会全体で支え、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指した条例。被害からの回復や生活の再建を目的としており、府、市町村、国、府民、事業者、学校、民間支援団体が連携・協働して支援を推進することなどを定めている。
京都府犯罪被害者等支援調整会議	犯罪被害に遭われた方とその家族へ、きめ細やかな支援をワンストップで提供するための組織。京都府犯罪被害者等支援条例に基づいて設置された。
ゲートキーパー	「命の門番」とも呼ばれる、自殺の危険を示すサインや悩みを抱える人のSOSサインに気づき、話を聞き、専門機関へつなぎ、見守る役割を担う人。厚生労働省が推進する自殺対策の一環であり、特別な資格を必要としない。
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)	平成18年(2006年)4月1日に施行。高齢者への虐待を防ぎ、高齢者とその家族を支援するための法律。この法律は、高齢者の尊厳を保持し、虐待を防止すること、虐待を受けた高齢者を保護すること、虐待をしてしまった養護者への支援を行うことを目的としている。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。社会権規約と自由権規約は、昭和41年(1966年)の第21回国連総会において採択され、昭和51年(1976年)に発効し、我が国は、昭和54年(1979年)に批准している。
個人情報保護委員会	平成28年(2016年)1月1日に内閣府の外局として設置。個人情報保護法に基づき、内閣総理大臣の所轄の委員会。個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報保護法に関するさまざまな業務を行っている。
婚外子(非嫡出子)	法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)	令和4年(2022年)5月に制定、令和6年(2024年)4月1日に施行。女性が直面する様々な困難に対し、安心して自立した生活を送れるよう国や自治体が支援する体制を強化するための法律。各都道府県に設置される女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員が、困難を抱える女性からの相談を受け付け、相談内容に応じて、一時保護や様々な福祉サービスに繋げる。中長期的な支援が必要な場合は、女性自立支援施設への入所の案内なども行う。また、民間団体との協働も重視されており、きめ細やかな支援が期待されている。
さ 行	
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において平成19年(2007年)12月に策定。
児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	平成元年(1989年)国連総会で採択。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成6年

	(1994年)に批准している。
障がい者計画	障害者基本法に基づき、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた計画。
障がい児福祉計画	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保や円滑な実施に関する事項を定めた計画。
障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスに関する給付、その他支援施策の方向性や目標を定めた計画。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	障がい者が基本的人権を尊重され、住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な福祉サービスや支援を総合的かつ計画的に提供することを目的として制定された法律。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
城南人権擁護委員協議会	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡、相楽郡の区域に属する人権擁護委員で組織され、京都市人権擁護委員連合会の会員。京都地方務局宇治支局に事務所を置く。
情報流通プラットフォーム対処法	「誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、「対応の迅速化」、「運用状況の透明化」に係る措置を義務付ける。このような規律を加えるため、法律名を「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に改める。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女性差別撤廃条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で採択された条約。女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、昭和60年(1985年)に批准している。
女性問題アドバイザー	キャリア、家庭、人間関係など、女性が日常生活で抱える悩みや問題に対し、専門的な知識と経験に基づいてアドバイスを提供する専門職。民間資格として存在するものや各自治体や団体が独自基準で認定している場合もある。
新京都府人権教育・啓発推進計画	「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標としている。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	平成12年(2000年)12月6日に公布・施行。国連の「人権教育のための世界計画」や人権擁護推進審議会の答申などを踏まえ、議員立法によって提出され、人権教育・啓発を総合的に推進するための法的枠組みとして制定された。人権尊重の重要性が高まる中で、不当な差別や人権侵害に対処するために制定。国、地方公共団体、そして国民の役割を明確にしながら、人権に関わる教育や啓発活動を推進し、人権の擁護を目指すため、人権尊重の精神を育むための教育活動(人権教育)と、人権尊重の理念を社会に広め、国民の理解を深めるための啓発活動(人権啓発)を推進することを目的とした。これにより、社会的身分、門地、人種、信条、性別による差別などの人権侵害の解消を目指すとした。
人権教育・啓発に関する基本計画(第一次)	平成14年(2002年)3月に策定。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育と人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした。全ての人々が人権を尊重し、共存できる豊かな社会の実現を目指し、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることを重視した。その後、平成23年(2011年)4月1日に一部変更(「北朝鮮当局による拉致問題等」が各人権課題への取組に追加)された。

人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)	令和7年(2025年)6月6日に閣議決定。第一次計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育と啓発に関する施策をさらに推進することを目的とした。計画の主な変更点は、ビジネスと人権、インターネット上の人権侵害、「ハイトスピーチ」や「性的マイノリティの人々」といった新たな個人権課題の追加、感染症の患者等から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立した項目として扱ったこと。これらの変更は、現代社会における多様化・複雑化する人権問題を解決するための取組と言える。
人権教育のための国連10年	平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に決議された。
人権教育のための国連10年 京都府行動計画	国連が平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」と決議したことを受けて、京都府が取組を具体化するために平成11年(1999年)3月に策定した、人権教育・啓発推進に関する基本的な指針。「人権教育のための国連10年」は、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、人権という普遍的な文化を構築するための研修、普及、広報努力」と定義しており、京都府の行動計画もこの趣旨に沿って人権教育・啓発を推進した。
人権教育のための国連10年 国内行動計画	平成6年(1994年)12月の国連総会で「人権教育のための国連10年」が採択されたことを受け、日本政府が平成9年(1997年)7月4日にまとめた国内行動計画。平成7年(1995年)12月15日に「人権教育のための国連10年」推進本部を設置しまとめたこの計画は、憲法で定められた基本的人権の尊重と世界人権宣言等の国際文書の趣旨に基づき、人権の概念と価値を広く理解してもらい、日本に人権という普遍的な文化を築くことを目指した。計画の目的は、研修、広報、情報提供を通じて、全ての人の人権を尊重する意識を高め、人権の普遍的な文化を創造することであり、教育現場での推進、特定の職業従事者への研修、重要課題への対応、国際協力、情報発信など、広範な分野で人権教育を推進することが盛り込まれた。
人権教育のための国連10年 八幡市行動計画	人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として策定。この計画に基づき、市長を本部長とする八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し関係部局が緊密な連携を図りながら様々な施策に積極的に取り組んできた。
人権教育のための世界計画 (第1フェーズ行動計画)	「人権教育のための国連10年」が平成16年(2004年)末で終了することを受けて、平成16年(2004年)の第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に採択された。
第2フェーズ行動計画	平成22年(2010年)から平成26年(2014年)の行動計画で「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてることとなった。
第3フェーズ行動計画	平成27年(2015年)から平成31年(2019年)の行動計画で第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化を目的としている。
第4フェーズ行動計画	令和2年(2020年)から令和6年(2024年)の行動計画「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4.7「令和12年(2030年)までに、誰一人取り残さない、全ての人々の人権を実現する行動」を求められている。
第5フェーズ行動計画	令和7年(2025年)から令和11年(2029年)の行動計画。特に子どもと若者に焦点を当て、デジタル技術、環境・気候変動、ジェンダー平等という3つの重点分野を掲げたもので、令和6年(2024年)に国連人権理事会で採択された。
人権教育推進協議会	小学校区ごとに部会をもち、市民の自主的な活動を中心に啓発活動を進める組織。
人権強調月間	京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間	昭和23年(1948年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。
人権デューデリジェンス	企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指す。
人権擁護委員	地域の中で人権が守られるように活動する民間の人たちで、法務大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する。いじめや差別、虐待など、さまざまな人権侵害の相談に乗ったり、解決に努めたりする者。
ストーカー行為等の規則等に関する法律 (ストーカー規制法)	1990年代後半に起きた元交際相手による殺人事件をきっかけにストーカー行為を規制し、国民の安全を守るための法律。ストーカー規制法における「ストーカー行為」とは、特定の相手に対して「つきまとい等」または「位置情報無承諾取得等」を反復して行うことを指す。その後も社会的な注目を集めたストーカー事件が発生するたびに法改正が行われ、規制の対象範囲が拡大。直近では、令和3年(2021年)5月の改正で、ストーカー行為に該当する行為が追加。また、令和7年(2025年)12月には、紛失防止タグを使った位置情報の取得なども規制対象となった。
生活困窮者自立支援法	平成27年(2015年)4月に施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・持続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職等により住居喪失又は住居喪失のおそれのある者に対して家賃や転居費用を補助する「住居確保給付金」事業等を実施。
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法)	LGBTなどの性的少数者への理解を社会全体で深めることを目指す日本の法律で、令和5年(2023年)6月に施行。性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する国民の理解がまだ十分ではない現状を踏まえ、これらの多様性を受け入れる精神を育み、寛容な社会の実現に貢献することを目的とし、性的少数者に対する国民の理解を深めるための施策推進に関する基本理念を定めた。また、国及び地方公共団体の役割を明確にし、事業主や学校の設置者に対しても、理解増進のための努力義務を規定した。
性的マイノリティ	生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため社会生活に支障が生じる性同一障害や、同性愛等の性的指向をもつ人など、性の在り方において、少数派である人の総称で、LGBTQなどとも呼ばれている。
世界人権宣言	市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている国際的な人権宣言。
世界人権宣言65周年京都アピール	平成25年(2013年)に世界人権宣言65周年を記念し、人権の再認識、課題への対応、未来への継承の3点を、主な目的として京都府で発表された。
責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン	令和4年(2022年)9月13日に経済産業省が中心となり、国が策定した、企業が人権を尊重した事業活動を行う、またはその取組を促進するための指針。
SOGI(ソジ)	Sexual Orientation((性的指向):どの性別の人に恋愛感情や性的魅力を感じるか)、Gender Identity((性自認):自分自身をどのような性別だと認識しているか)の4つの英単語の頭文字を組み合わせた言葉。人の多様な在り方を理解するための概念。
た 行	
地域改善対策協議会	略称:地対協。昭和57年(1982年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策措置法が施行されるに伴い、政令によ

	って設置された機関。
超高齢社会	WHO(世界保健機関)と国連の定義によると高齢化率が21%を超えた社会 $\text{高齢化率} = \text{老年人口}(65\text{歳以上の高齢者人口}) \div \text{総人口} \times 100$ 高齢化率7%超で「高齢化社会」、高齢化率14%超で「高齢社会」、 高齢化率21%超で「超高齢社会」
同和対策審議会答申	内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年(1965年)8月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。
同和対策事業特別措置法	昭和44年(1969年)に成立。同和地区の生活環境改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。
同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画	同和問題解決のための行動計画に位置づけされている5つの対策別施策の体系に沿い、すでに実施している事務・事業及び新たに実施する事務・事業について、その主な事業の概要と内容を示したものの。
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律(プロバイダ責任制限法)。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。
は 行	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	配偶者からの暴力の予防と、被害者の保護を目的とした法律。DVに関する通報・相談体制の整備、被害者の保護、自立支援など、一連の対応を定めている。
ハンセン病	明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。
「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)	企業活動における人権尊重の促進を目的として、日本政府が令和2年(2020年)10月に策定した計画。国際的な人権尊重の必要性の高まりや、国連人権理事会で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて作成された。政府は、国際社会を含む社会全体の人権保護・促進を目指し、この計画を通じて企業に対して人権デューデリジェンスの導入・促進を期待し、企業が人権を尊重した事業活動を行うことの重要性を強調した。
フィルタリングサービス	インターネットへの接続にあたって、未成年者にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセス(利用)を制限するサービス。
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	部落差別の問題に対する理解を深め、差別のない社会を築くことを目指し、部落差別は許されない行為であるという認識の共有、差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務の明確化、相談体制の充実や教育・啓発活動の推進が盛り込まれた。
ヘイトスピーチ	人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または軽蔑する表現行為。
保育所保育指針	厚生労働省が作成した、「保育所における保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)	国等の責務として自立の意思のあるホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的として、平成14年(2002年)に施行され、10年で効

	力を失う時限立法であったが、平成24年(2012年)に5年間の延長が決定された。
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援を行なう人。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ハイトスピーチ解消法)	「特定の人種や民族への差別」をとおるハイトスピーチの抑止・解消を目的とした法律。平成28年(2016年)6月に施行。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された給与支給されない非常勤特別職の地方公務員。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。
や 行	
山城人権ネットワーク推進協議会	京都府山城地域の全市町村と民間団体や企業等で構成し、「人権尊重理念の普及」と「様々な人権問題の解決」に向けた山城地区における広域連携、市民連携の活動を展開していく事を目的として設立された。
八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画	健康いきいき、助け合いの心あふれるまち八幡を基本理念とし、介護保険サービスや保健福祉サービスをはじめとする高齢者の生活全般に係る施策を体系的・計画的に推進する計画。高齢者健康福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定されている。
八幡市総合計画	総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからの八幡市のまちづくりの基本指針。
第5次八幡市総合計画	平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの10年間で、八幡市がどのようなまちを目指し、どのような取組を進めていくかを示す計画。
八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅲ(前期計画)	「八幡市男女共同参画プラン」及び令和2年(2020年)度に改訂された八幡市男女共同参画プランるーぷ計画」として策定。本プランの推進期間は、令和3年(2021年)度から令和12年(2030年)度までの10年間。令和7年(2025年)に中間見直しを実施。
八幡市登録型本人通知制度	戸籍・住民票などの第三者等に交付した場合、登録した人に対して、その交付した事実をお知らせするもので、不正請求や不正取得の抑止を目的とするもの。平成26年(2014年)6月に施行。
八幡市同和問題解決のための行動計画	第3次八幡市総合計画を具現化し、同和問題の解決を図るために策定。
八幡市犯罪被害者等支援条例	犯罪の被害に遭われた人の支援に関する施策の基本的事項を定め、京都府、警察等の機関とも協力して犯罪被害者等が受けられた被害の回復・軽減に努めていくことを定めている。
幼稚園教育要領	幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。
ら 行	
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (北朝鮮人権侵害対処法)	平成18年(2006年)6月23日に公布。北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関して、日本政府の責務などを定めた法律。「北朝鮮人権法」と通称する場合もある。北朝鮮当局による拉致問題を、日本に対する主権侵害であり、重大な人権侵害と位置づけ、国民の認識を深め、国際社会と連携しながら人権侵害の実態解明と抑止を図ることを目的としている。

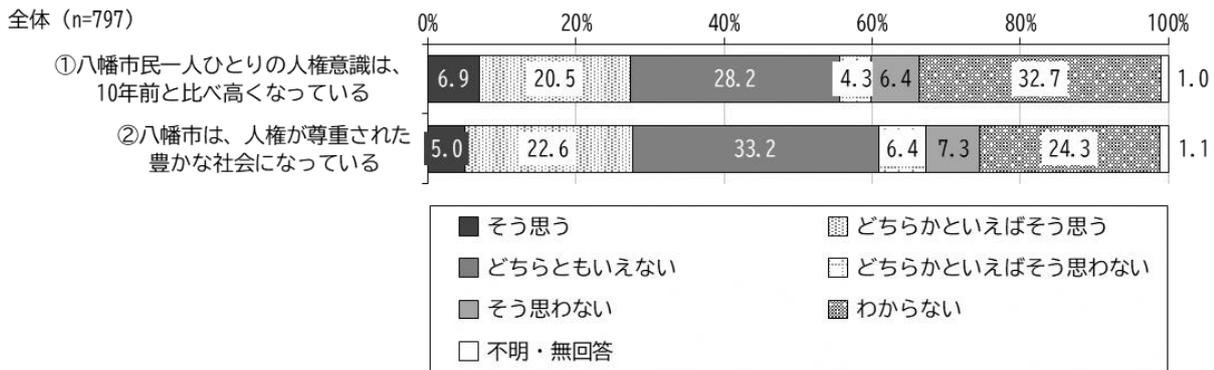


## 2 第3次八幡市人権のまちづくり推進計画に関する 市民意識・実態調査結果

### 01. 人権に関する考え方や認識について

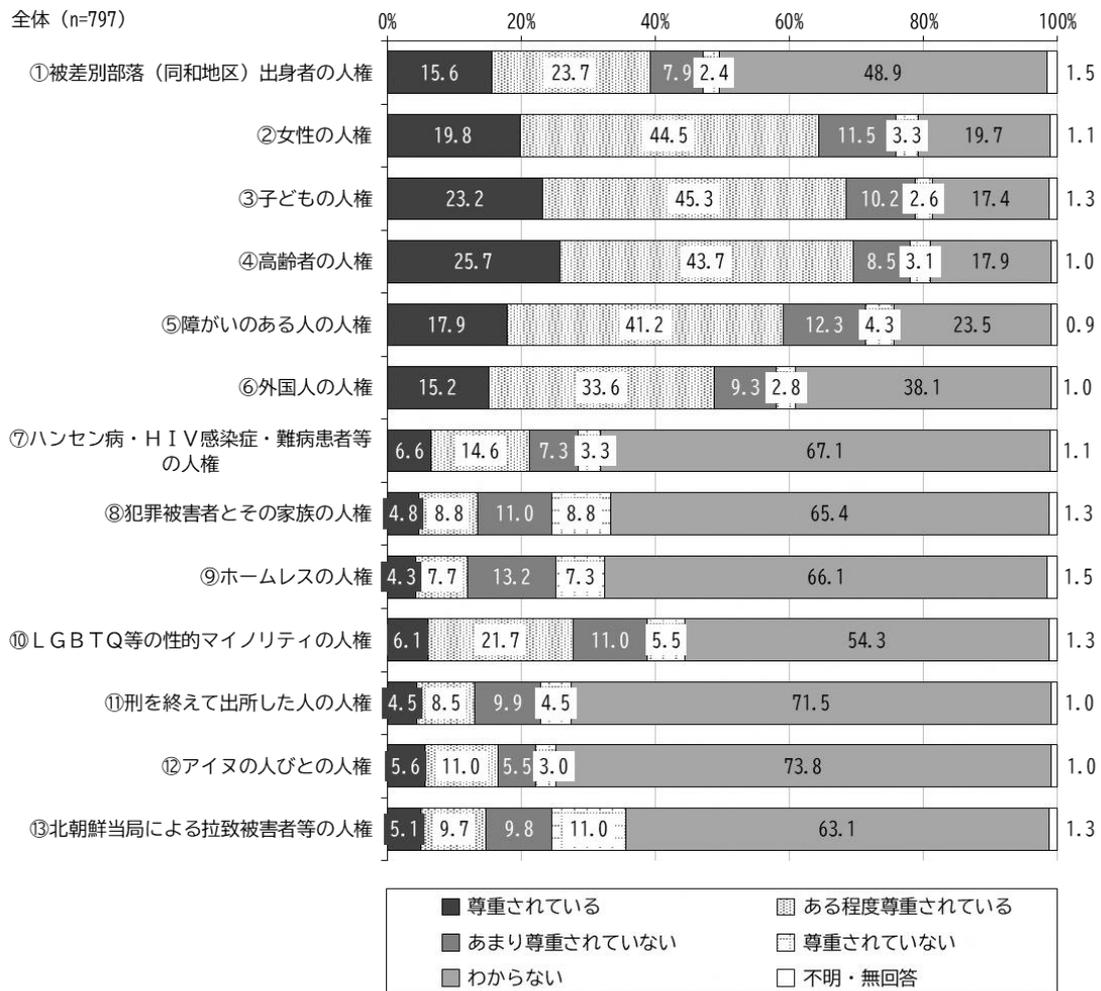
(人権尊重の感じ方)

問1 人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどのように思いますか。①・②の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



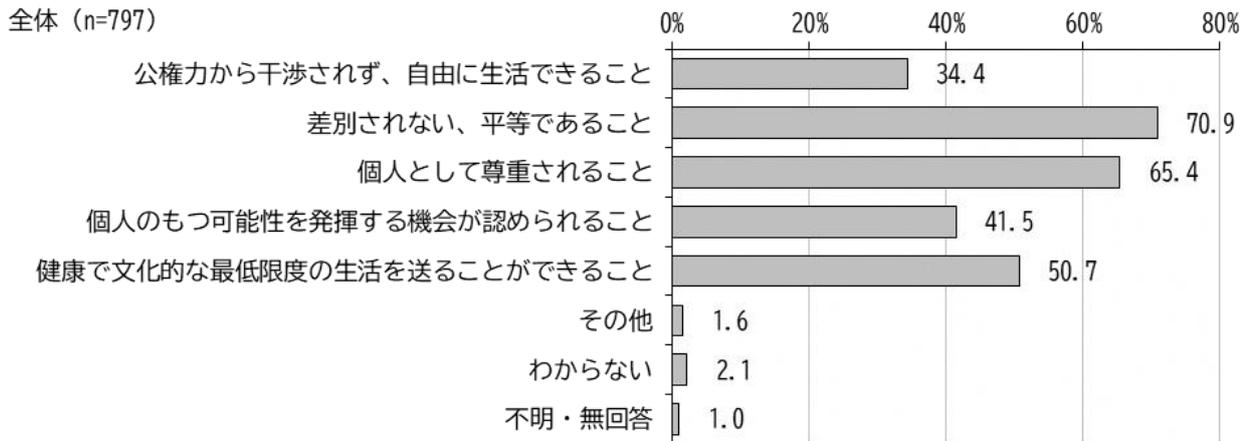
(人権課題に関する尊重度)

問2 あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。①～⑬の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



(人権尊重に関する考え方)

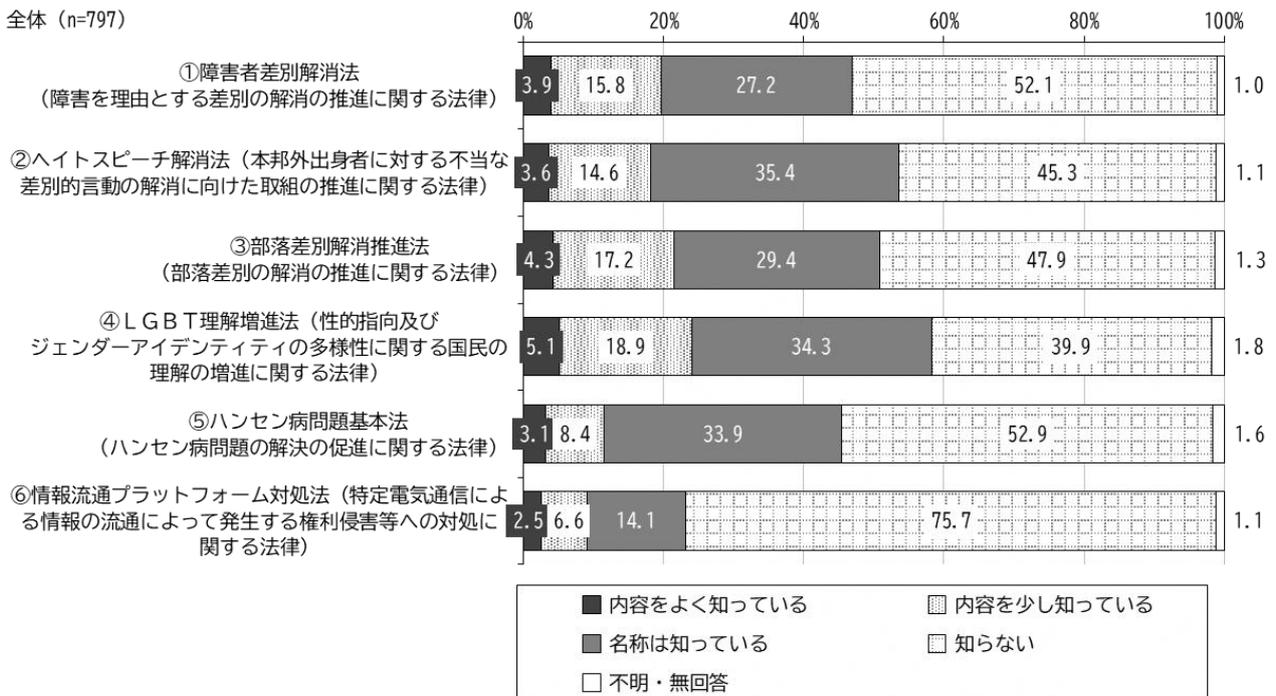
問3 あなたは、「人権が尊重される」とはどのようなことだと思いますか。(〇はいくつでも)



## 02. 人権に関する法律について

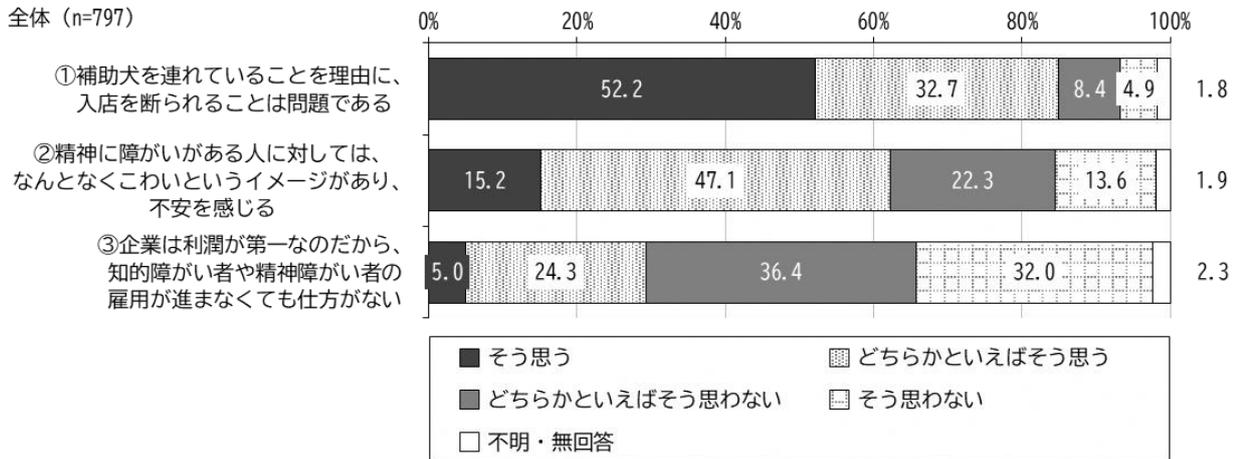
(人権に関する法律の認知度)

問4 あなたは、次のような人権に関連する法律を知っていますか。①～⑥の各項目について、あてはまる番号1つに〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)



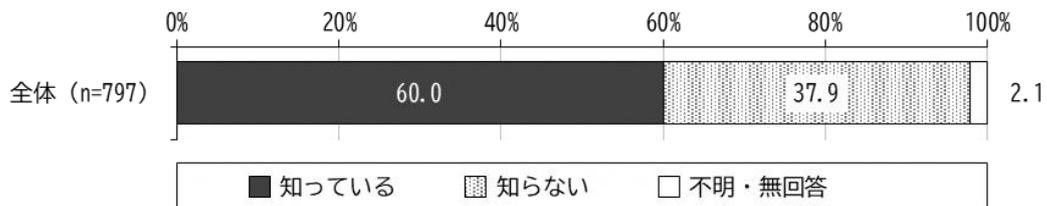
(障がいのある人の人権に対する認識)

問5 障がいのある人の人権に関して次のような意見があります。①～③の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



ヘイトスピーチに対する認知度)

問6 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている、特定の民族や国籍の人びとを排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の存在を知っていますか。(○は1つ)

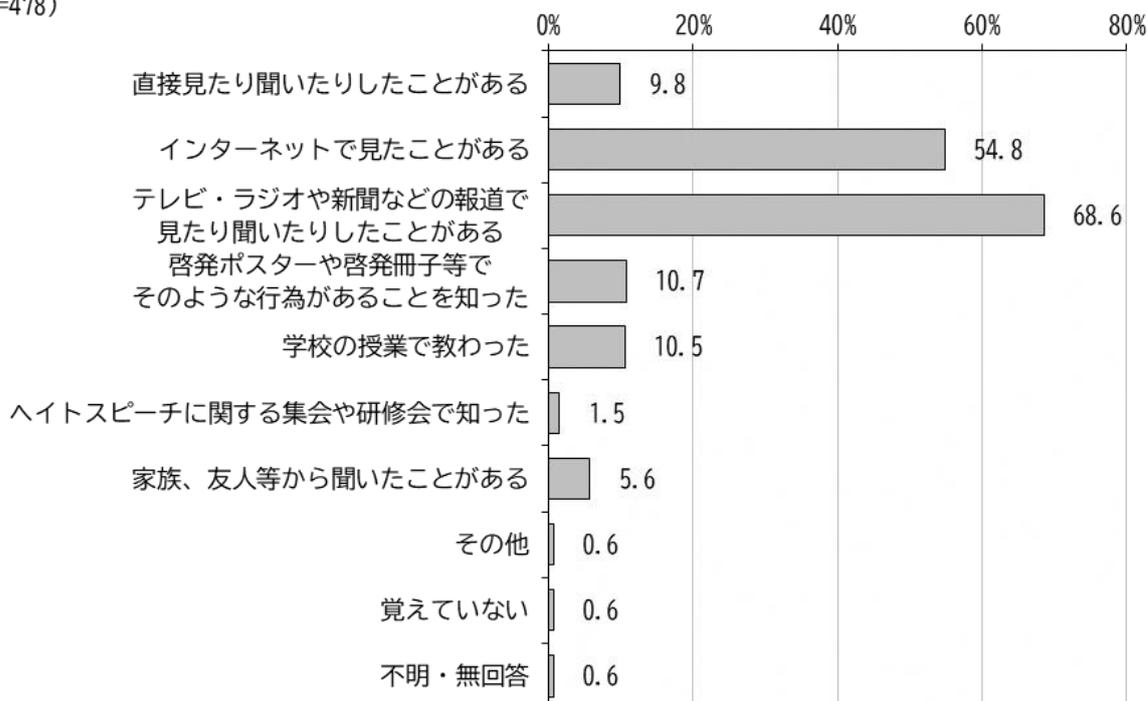


(ハイトスピーチを見聞きした体験)

(問6で「1 知っている」と回答した方のみ)

問7 あなたは、そのようなハイトスピーチの存在をどこで見聞きしたことがありますか。(〇はいくつでも)

全体 (n=478)

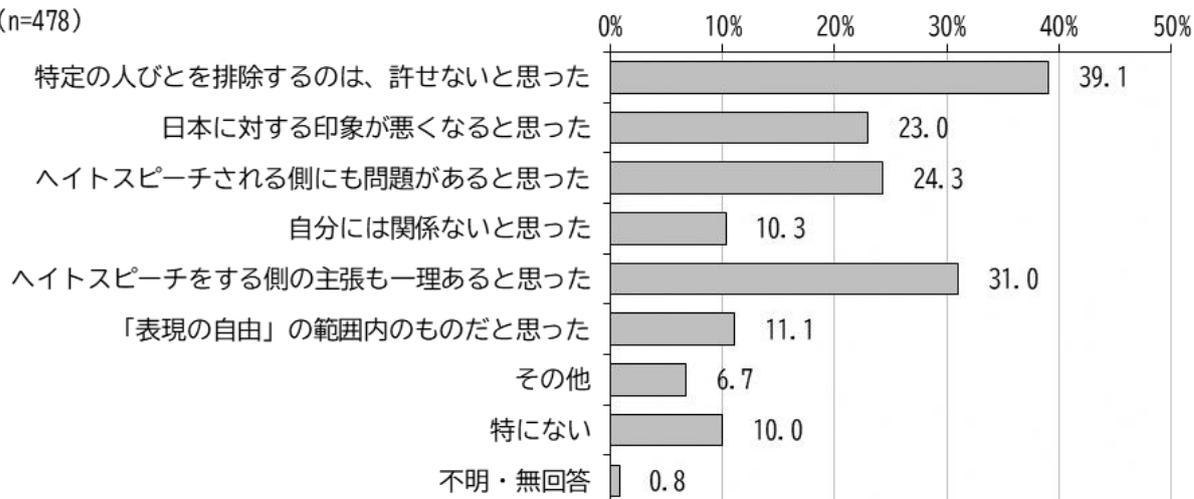


(ハイトスピーチに対する認識)

(問6で「1 知っている」と回答した方のみ)

問8 あなたは、そのようなハイトスピーチの存在を見聞きしてどのように思いましたか。(〇はいくつでも)

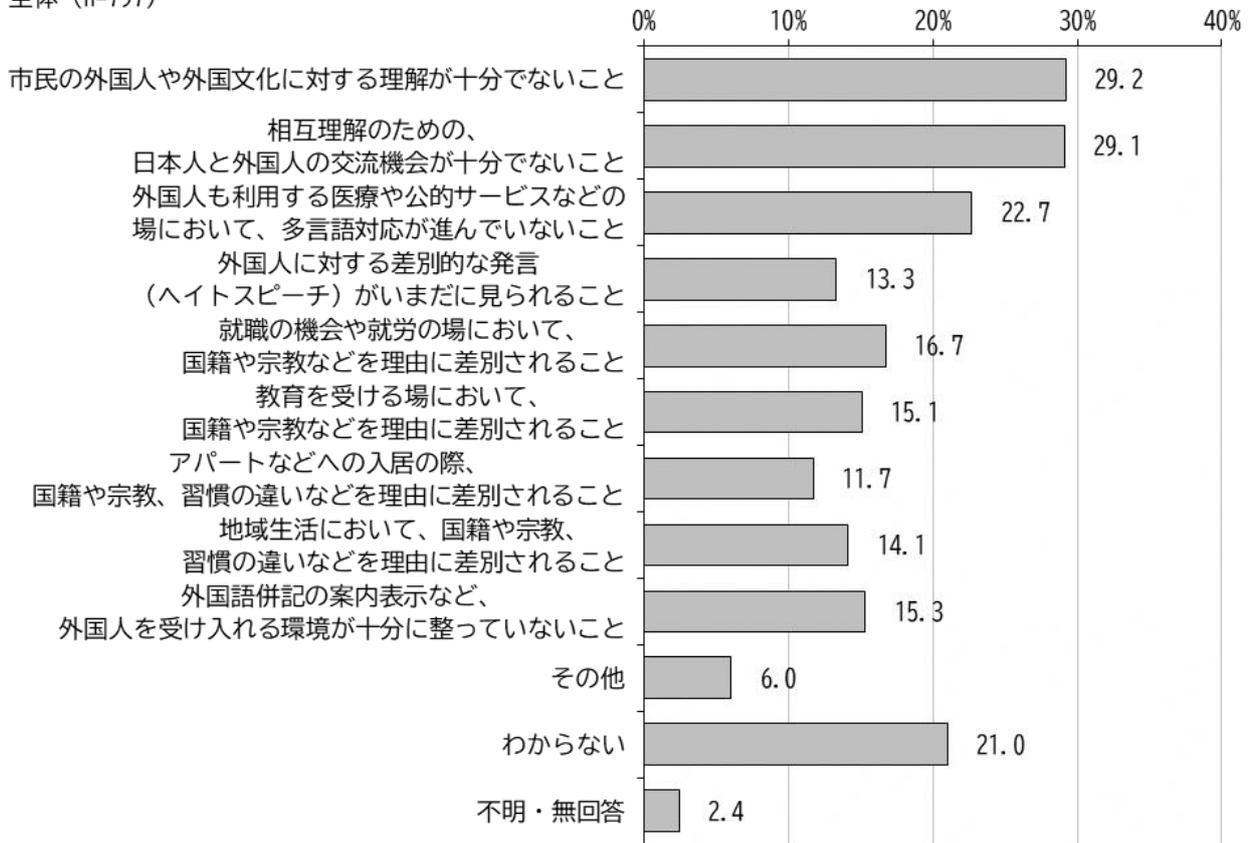
全体 (n=478)



(日本に在住する外国人の人権問題)

問9 日本に在住する外国人に関することで、人権上、特に問題だと思うのはどのようなことですか。  
(○は3つまで)

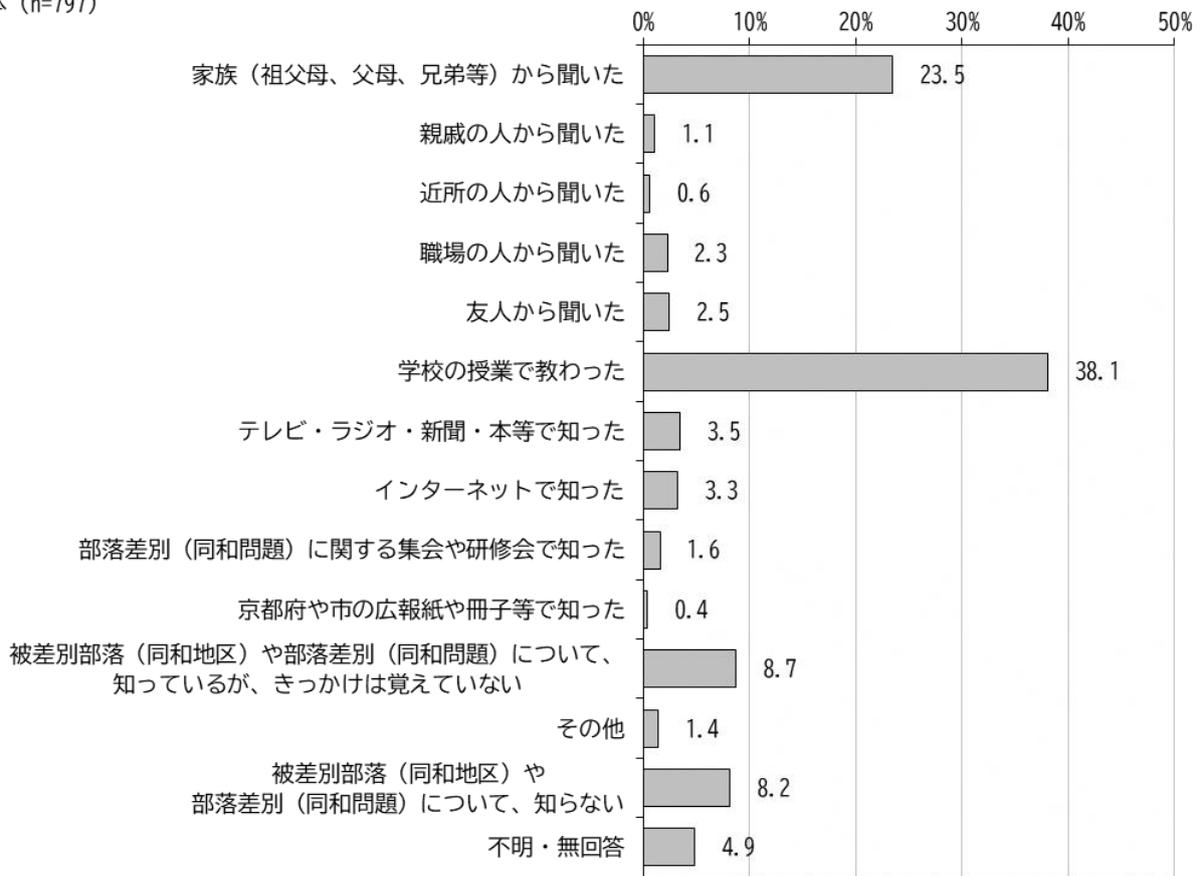
全体 (n=797)



(部落差別(同和問題)を知ったきっかけ)

問10 あなたが、被差別部落(同和地区)や部落差別(同和問題)について初めて知ったきっかけは、何からですか。(〇は1つ)

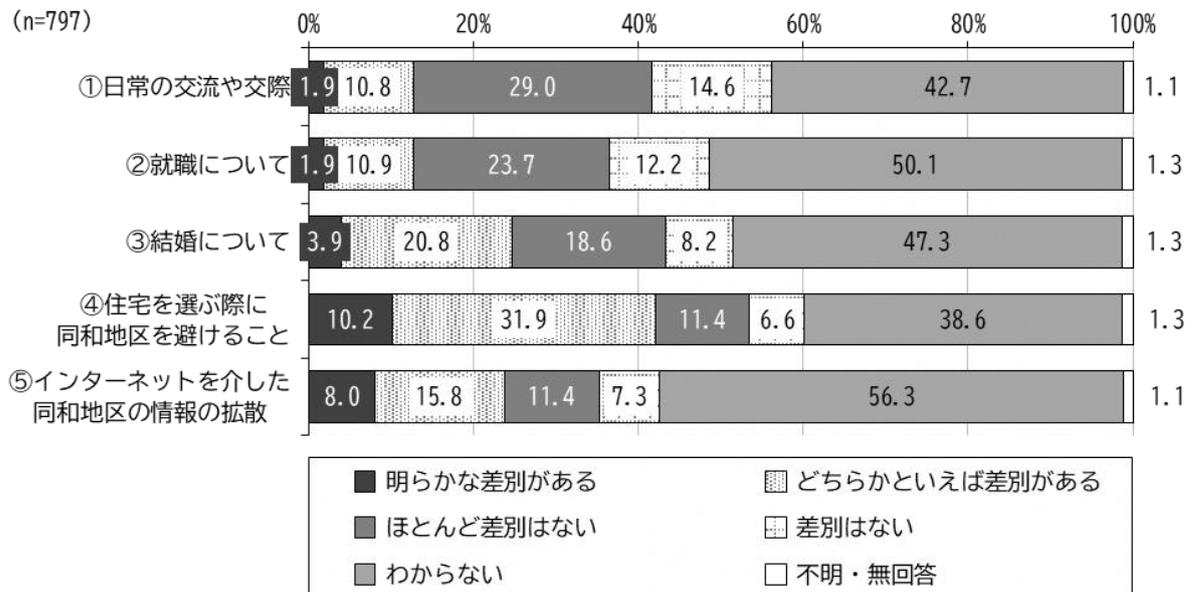
全体 (n=797)



(部落差別(同和問題)に対する認識)

問11 あなたは、被差別部落(同和地区)や被差別部落(同和地区)の人びとについて、現在、次の差別があると思いますか。①～⑤の各項目について、あてはまる番号1つに〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)

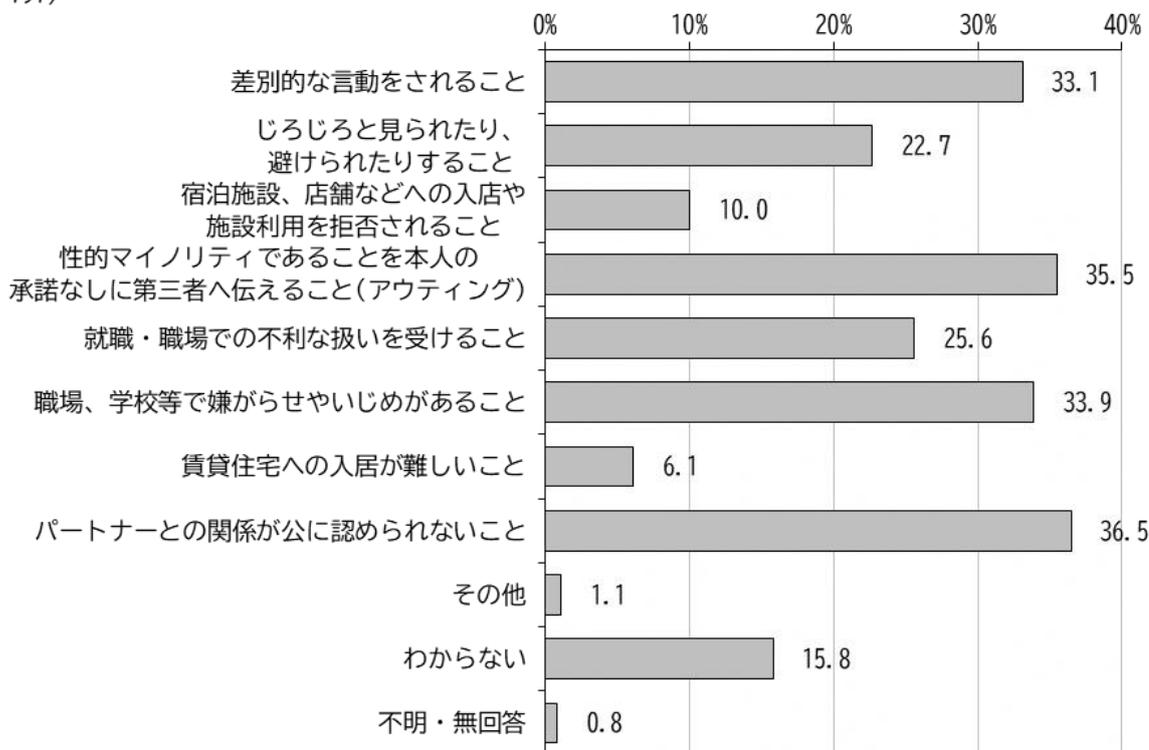
全体 (n=797)



(LGBTQ等、性的マイノリティの人権)

問12 LGBTQ等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。(○は3つまで)

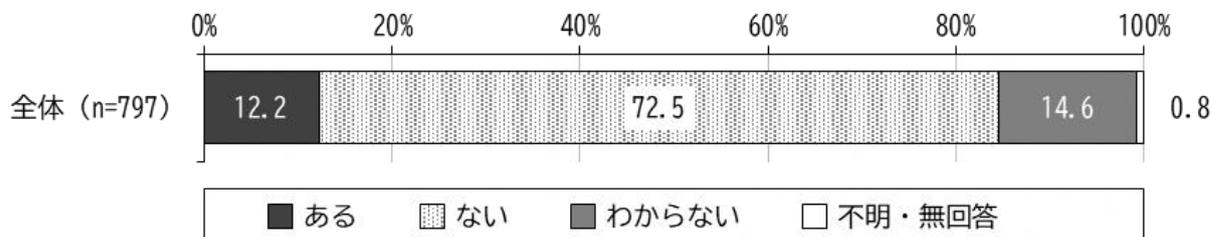
全体 (n=797)



### 03. 差別や人権侵害などに関する考え方について

(人権侵害された経験の有無)

問13 あなたは、過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか。(○は1つ)

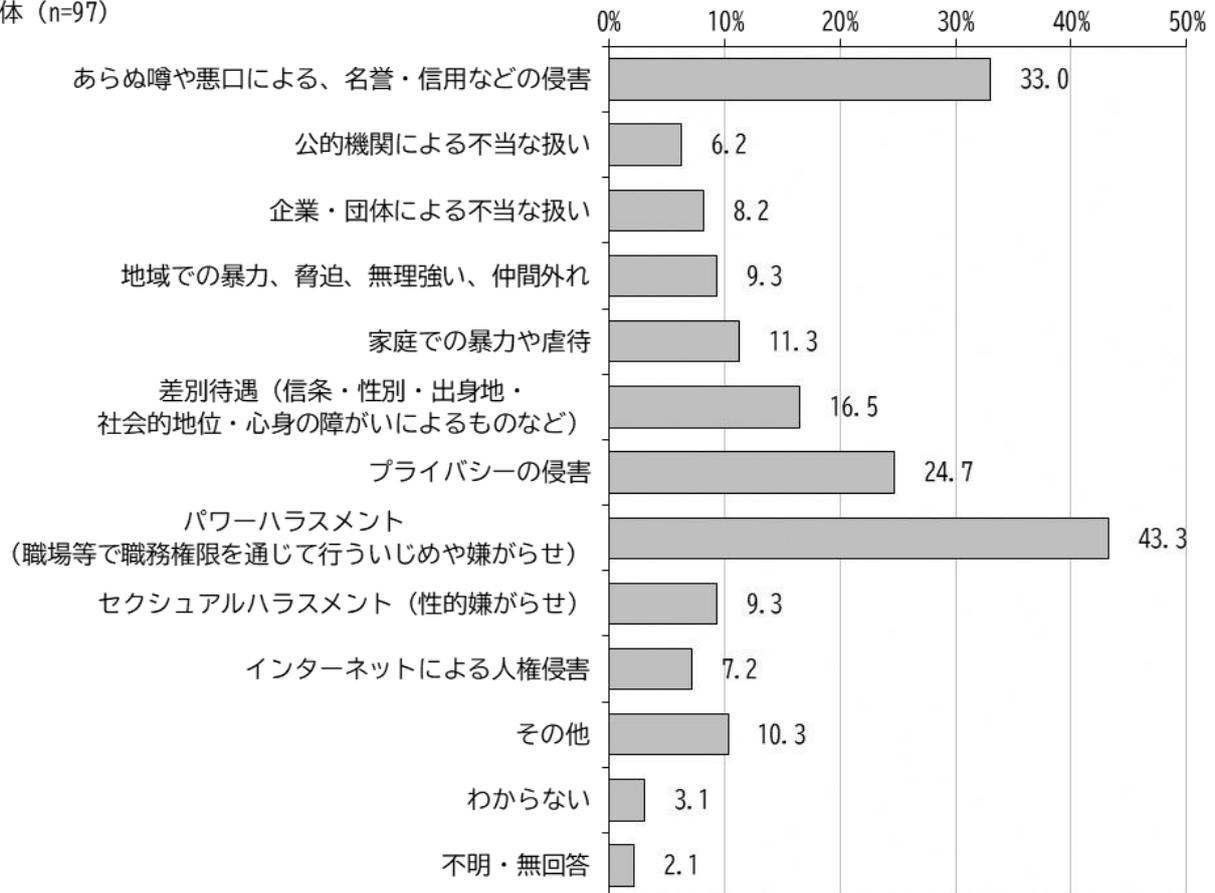


(人権侵害された経験の内容)

(問13で「1 ある」と回答した方のみ)

問14 それはどのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)

全体 (n=97)

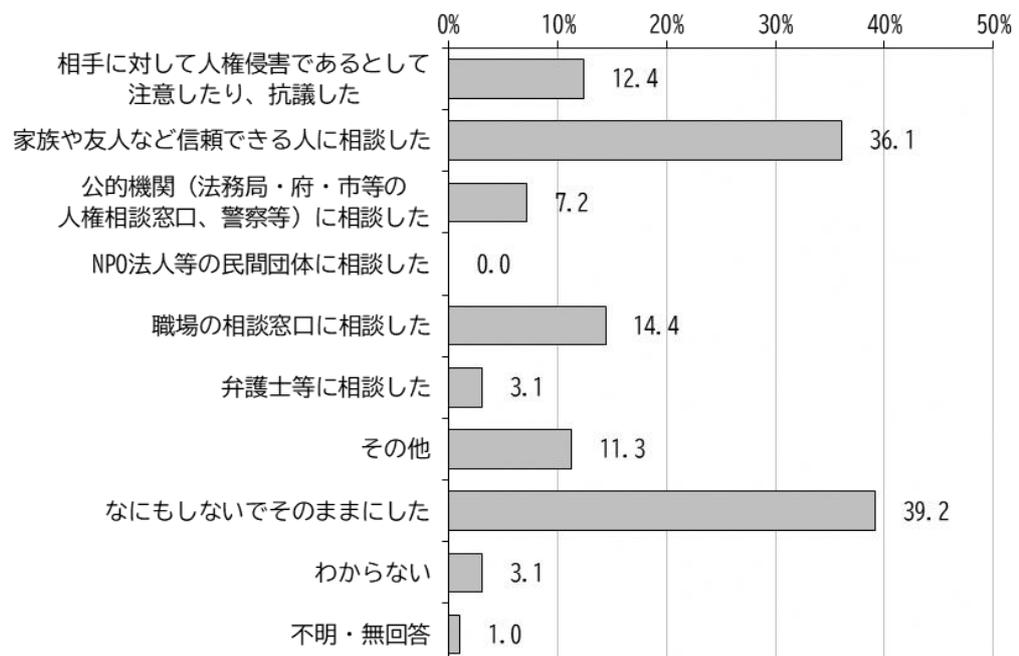


(人権侵害された経験の内容)

(問13で「1 ある」と回答した方のみ)

問15 人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどうか対応されましたか。(〇はいくつでも)

全体 (n=97)

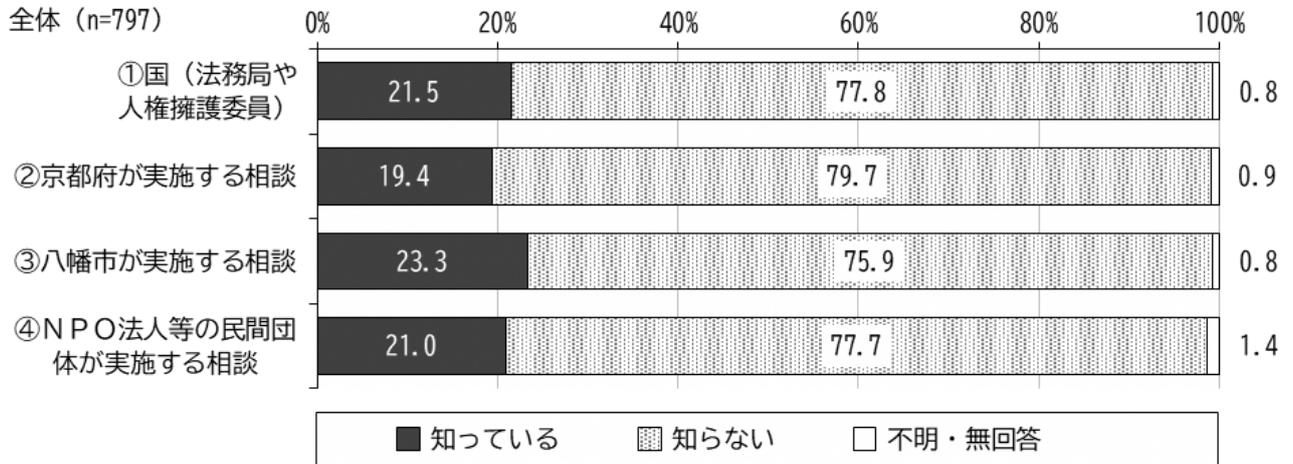


(人権相談窓口の認知度)

問16 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国(法務局や人権擁護委員)及び地方自治体(京都府や八幡市)が設置している人権相談窓口を知っていますか。

①～④の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

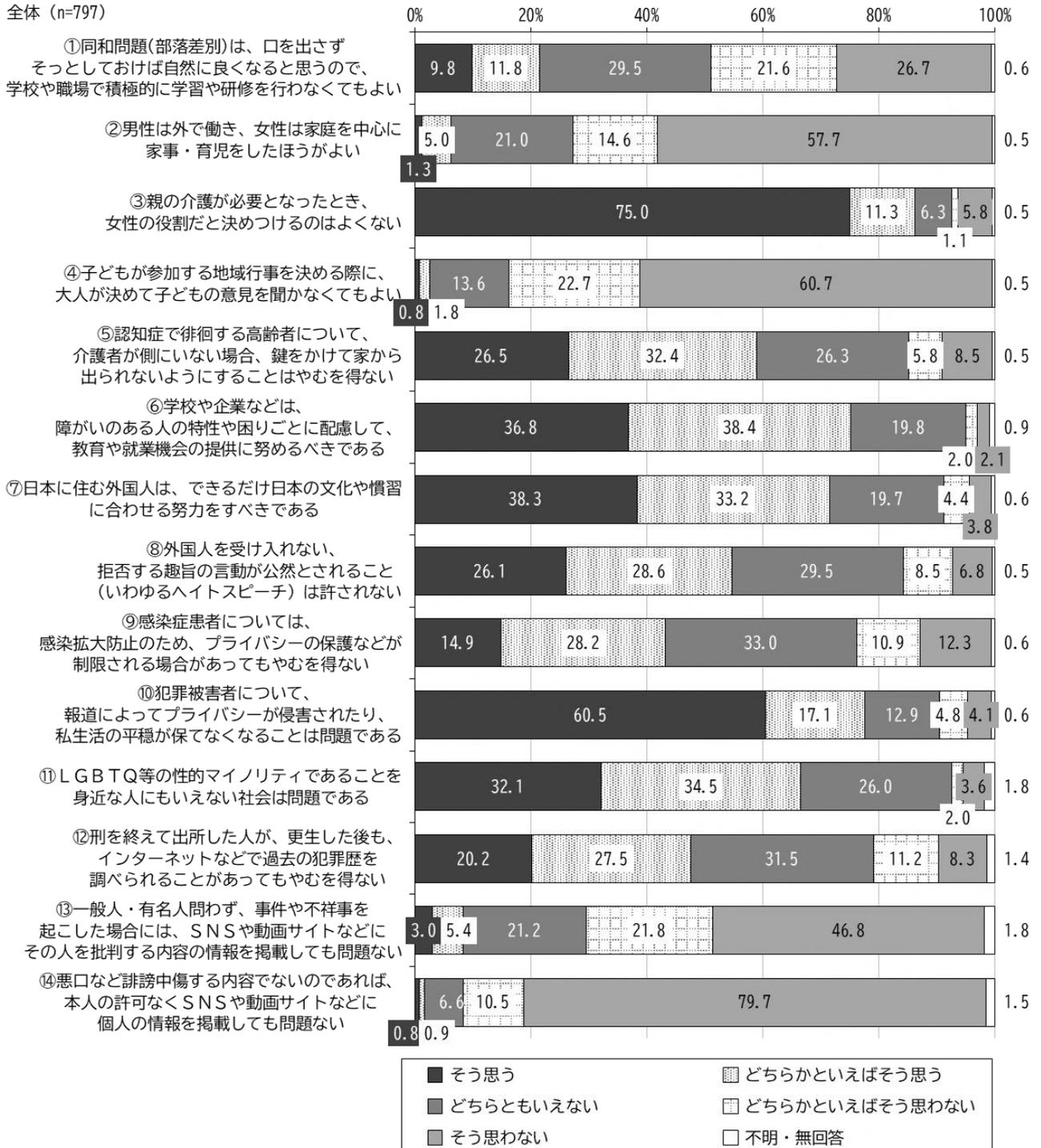
(○はそれぞれ1つずつ)



(身近な人権問題に対する考え方)

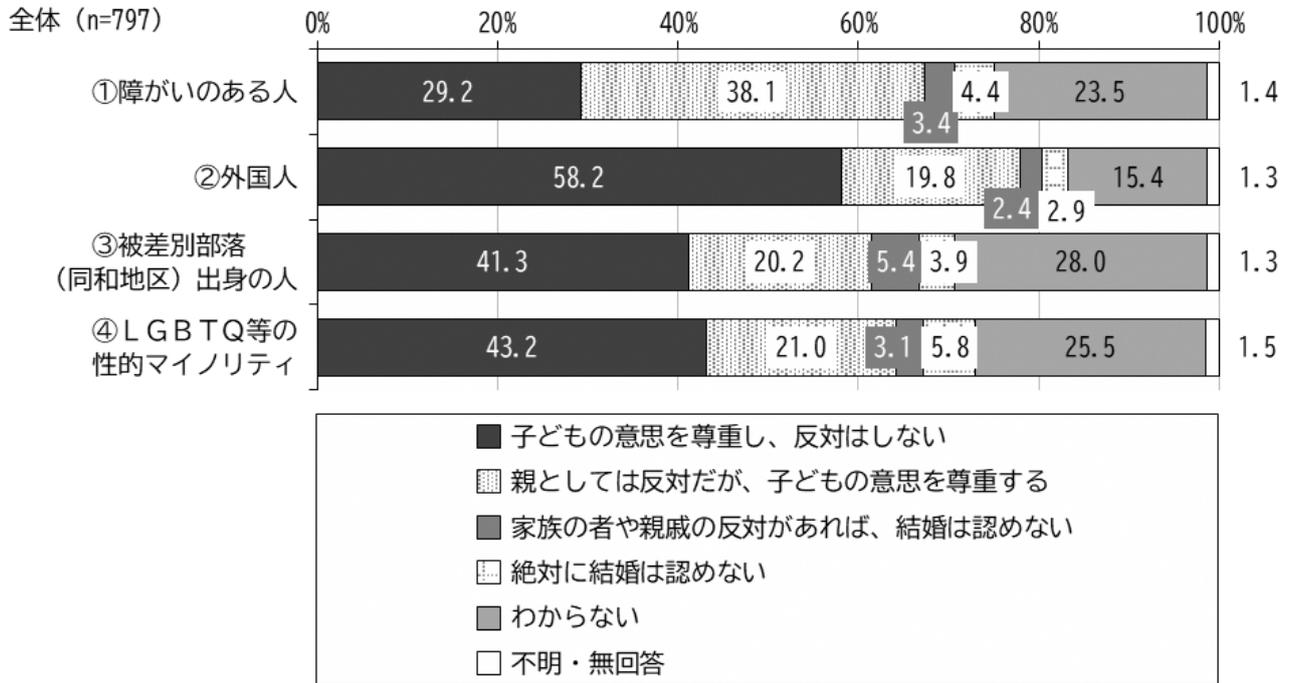
問17 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。

①～⑭の各項目について、あなたのお考えに最も近いものを選び、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



(結婚相手の判断条件)

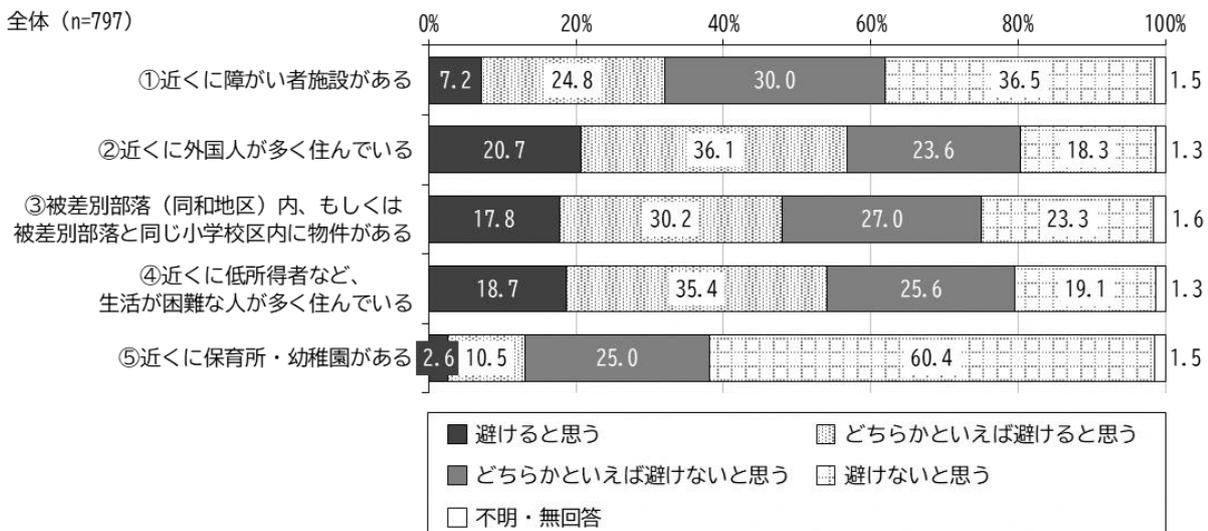
問18 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が次の①～④の各項目に該当する人であった場合、あなたはどのように思いますか。①～④の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



(住宅購入時等の判断条件)

問19 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次の①～⑤のような条件の物件の場合、あなたはどのように思いますか。

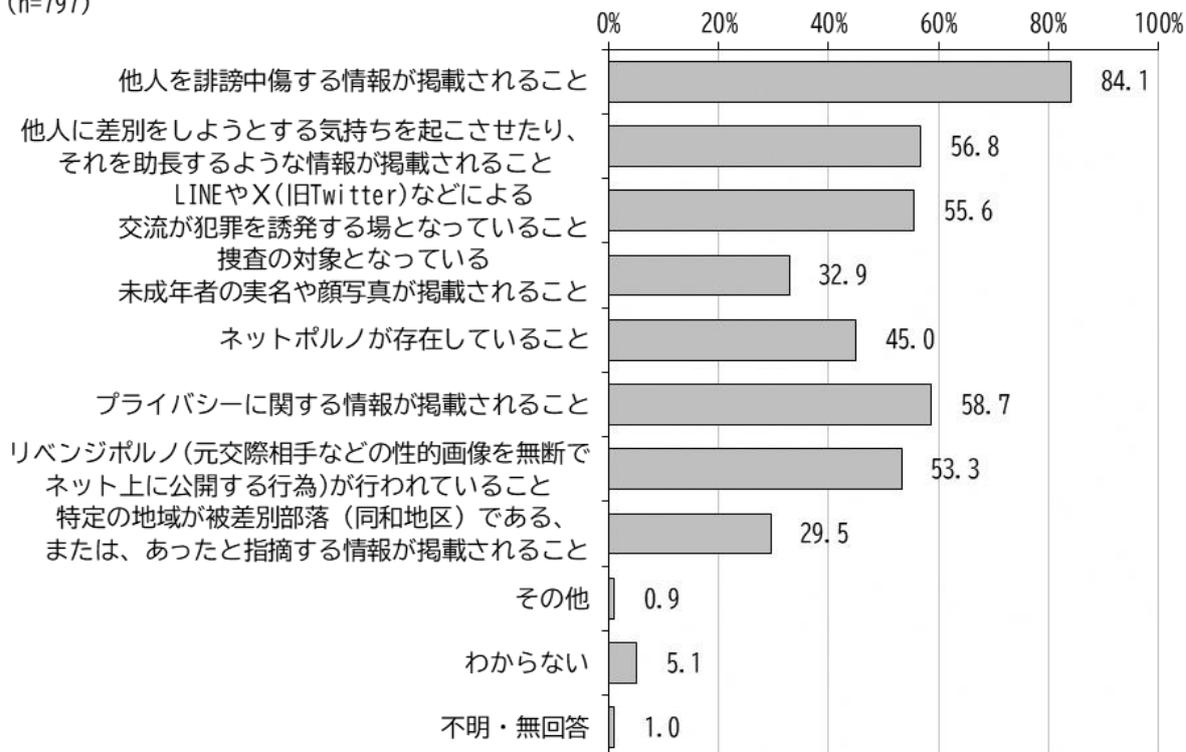
①～⑤の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)



(インターネットによる人権侵害)

問20 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇はいくつでも)

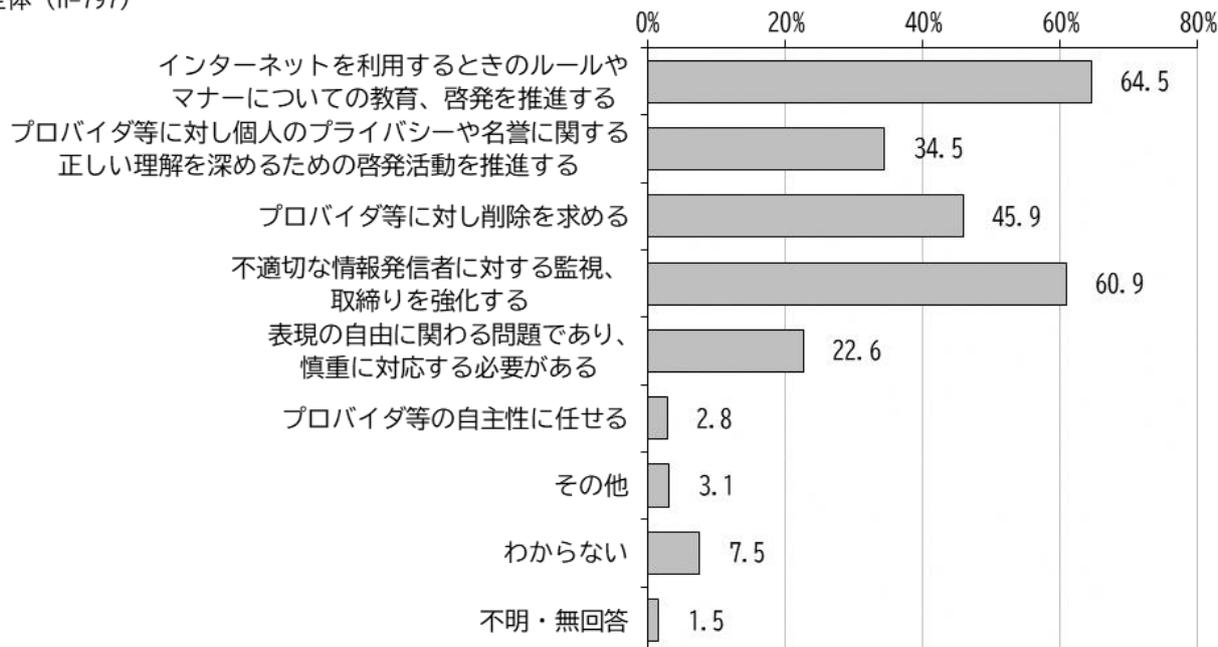
全体 (n=797)



(インターネットによる人権侵害への対応)

問21 インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

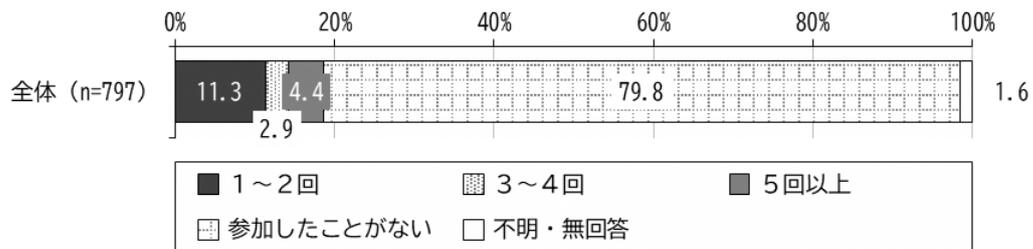
全体 (n=797)



## 04. 人権問題を理解するための取組について

(人権研修等への参加状況)

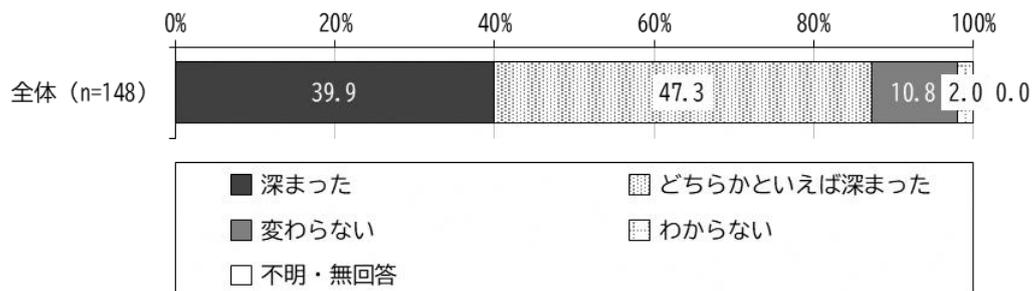
問22 最近(5年間)、あなたは、学校や職場、市が主催する人権問題に関する研修会や講演会などの人権啓発に関する行事等に参加されたことはありますか。参加したことがある方は、回数により1～3のうち1つに、参加したことがない方は4に○をつけてください。(○は1つ)



(人権研修等参加後の人権問題に対する理解の変化)

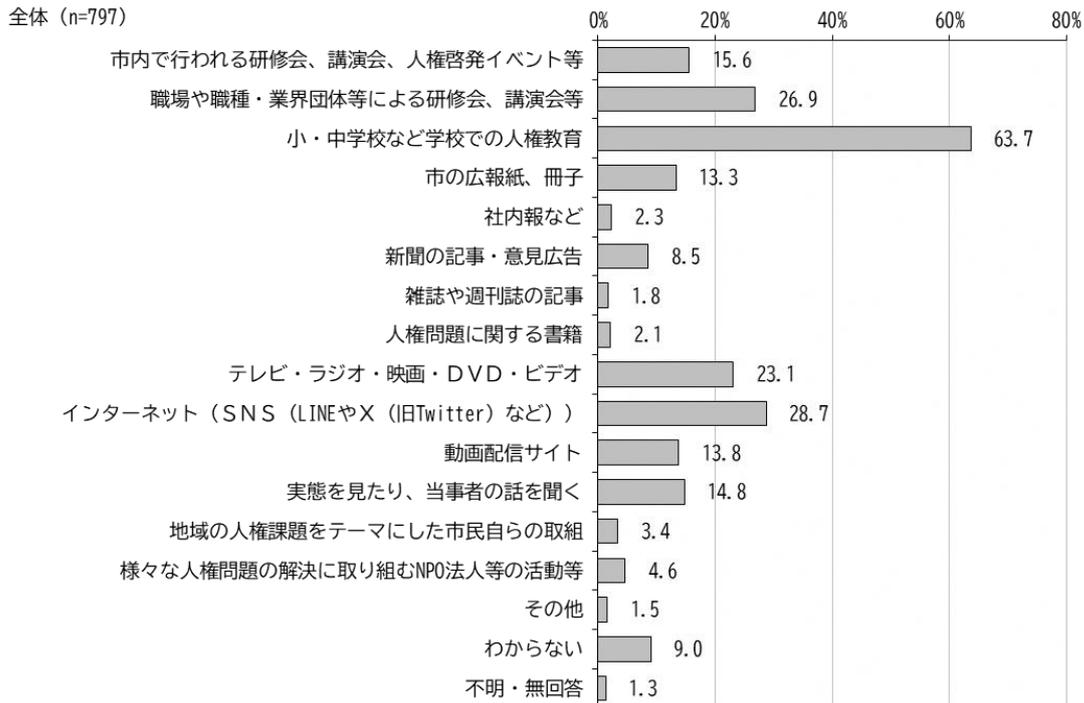
(問22で選択肢1～3のいずれかを選んだ方のみ)

問23 あなたは、人権啓発に関する行事等に参加して、人権や人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。(○は1つ)



(効果的な人権啓発手法)

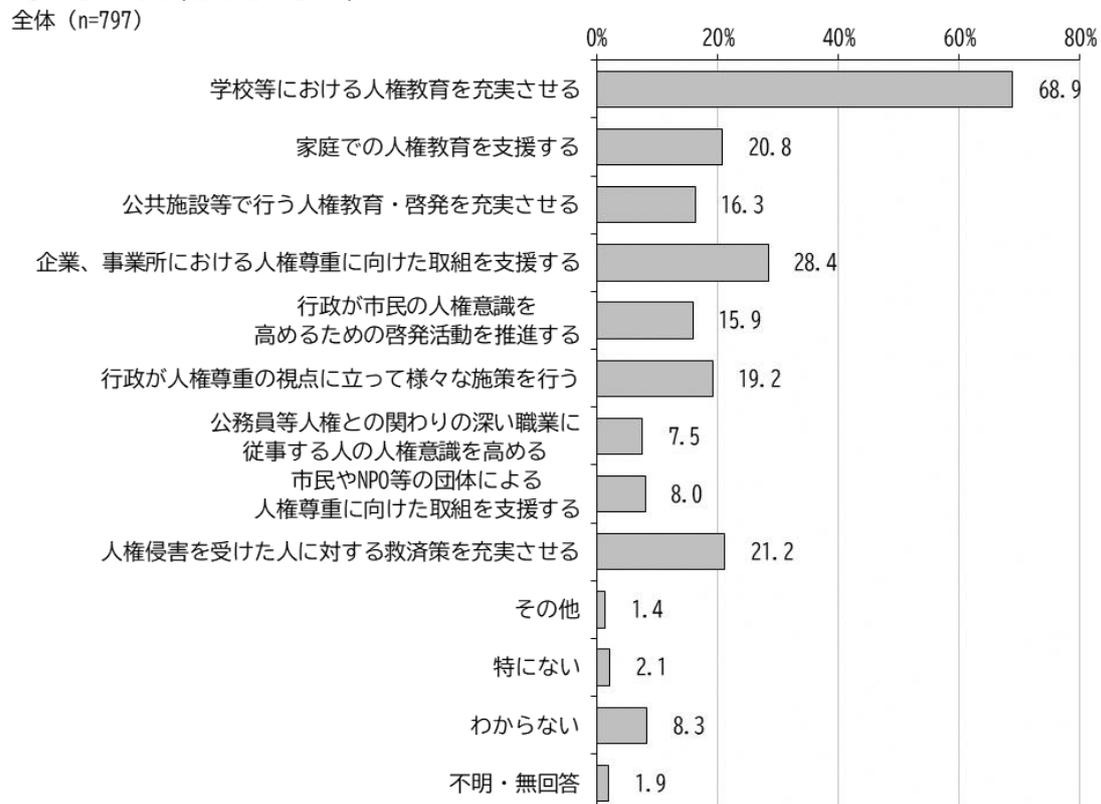
問24 あなたは、人権問題について理解や認識を深めるためには、どのようなものが役立つと思いますか。  
(〇は3つまで)



05. 人権が尊重される社会づくりに求められることについて

(人権が尊重される社会づくりに向けた施策)

問25 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要があると思いますか。(〇は3つまで)



### 3 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

#### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的人権の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗

教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財

産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権

利を有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めると解釈してはならない。

## 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年(2000年)法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま

え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進 に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

### 参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進 に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係 各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。  
右決議する。

## 5 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現を目的として、「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承・発展させた、人権施策に関する新たな行動計画「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定することにより、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡市人権のまちづくり推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1)人権のまちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2)人権のまちづくり推進計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3)人権のまちづくり推進計画の連絡及び調整に関すること。
- (4)その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、市長が定める職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部は、必要に応じて委員以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長、副本部長を置く。

- 2 本部長に市長を、副本部長に担当副市長及び教育長をもってこれにあてる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権教育・啓発に関する施策の具体的事項について、協議検討する。
- 3 幹事会は、市長が定める職にある者をもって構成する。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決めることとする。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、人権啓発担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(平成17年10月19日告示第70号)

この要綱は、平成17年11月 1日から施行する。





### 第3次八幡市人権のまちづくり推進計画

令和8年(2026年)3月発行

八幡市 市民生活部 人権政策課

〒614-8073 京都府八幡市八幡軸 63 番地  
(八幡市立八幡人権・交流センター内)

TEL 075-981-3127

FAX 075-983-4545